

第七回 参議院大蔵委員会會議録第三十号

昭和二十五年三月二十七日(月曜日)午前十時二十二分開会

本日の會議に付した事件

○災害被害者に対する租税の減免、徴收猶予等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣送付)

○国税犯則取締法の一部を改正する法律案(内閣送付)

○国税の延滞金等の特例に関する法律案(内閣送付)

○国税徴收法の一部を改正する法律案(内閣送付)

○昭和二十五年における災害復旧事業費国庫負担の特例に関する法律案(内閣送付)

○造幣局特別會計法案(内閣提出、衆議院送付)

○新炭炭給調節特別會計法の廃止等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別會計からする一般會計への繰入及び納付に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○銀行等の債券発行等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○理事(黒田英雄君) これより大蔵委員会を開会いたします。

本日は先ず、災害被害者に対する租税の減免、徴收猶予等に関する法律の一部を改正する法律案、国税の延滞金等の特例に関する法律案、国税犯則取締法の一部を改正する法律案、以上三

案を議題といたしまして、この三案について政府より提案理由の説明を伺います。

○政府委員(水田三喜男君) 只今議題となりました災害被害者に対する租税の減免、徴收猶予等に関する法律の一部を改正する法律案外二法律案につきまして、提案の理由を説明いたします。

まず災害被害者に対する租税の減免、徴收猶予等に関する法律の一部を改正する法律案について、その大要を御説明いたします。

本法律案は、今回の税制改正に關連いたしまして、所得税、相続税、富裕税等の災害減免に関する規定を整備することとしたのであります。

先ず所得税につきましては、既に御審議を願いました所得税法の改正案におきまして、震災、風水害、火災その他これらに類する災害等により流動資産以外の資産について損失を受けた場合、その損失額が納税義務者の所得金額の十分の一を超過する場合のその超過額を所得金額から控除することとしたし、流動資産については災害等による損失を事業所得の経費と見る建前をとつていたのであります。

比較的に所得金額の少額な者が住宅又は家財について甚大な被害を受けた場合には従来と同様本法案による簡易な災害の減免の方途を認めることを適当とし、納税者は、所得税法の規定による災害等の控除の規定と本法案による災害減免に関する規定とのいずれかを選擇できることとしたのであります。

す。即ち、災害に因り住宅又は家財について甚大な被害を受けた者に対する所得税の軽減又は免除を受ける者の範囲は、従来所得金額十五万円になつておりましたのを今回三十万円に引き上げることとしたし、所得金額が十五万円以下のときは、所得税額の全額を免除し、所得税額が十五万円を超えるときは、所得税額の半額を軽減することとしたのであります。

これによりまして、災害に因り住宅又は家財について甚大な被害を受けた者は、比較的簡易な方法により軽減又は免除を受けることとなるのであります。

次に、今回創設されました富裕税に關し、今回創設されました富裕税に關し、災害に因り富裕税の課税価格の計算の基礎となつた財産について課税時期後申告書の提出期限に甚大な被害を受けたものの納付すべきその年分の富裕税につきましては、従来の相續税の場合に準じ、被害を受けた部分の価額を控除した金額によりこれを計算することとしたのであります。

次に、災害を受けた場合における相續税の減免につきましては、今回の相續税法の全面的改正に伴ひ、必要の整備を行うこととしたのであります。

なお、今回所得税及び法人税につき繰越控除の制度が新設乃至拡張されたこと等を考慮いたしまして、昭和二十三年及び昭和二十四年中に生じた災害に因り事業の用に供する資産等につき甚大な被害を受けた者につきましては、個人及び法人を通じてその年に於いて控除できなかった損失額を、被害を受けた年の翌年から三年間、必要な経費又は損金として認める特例を設け、災害発生時の時期の差異による被害の負担の著しい不均衡を是正することとしたのであります。

次に、国税犯則取締法の一部を改正する法律案について御説明いたします。

国税犯則取締法につきましては、国税に關する犯則者の取締の強化に伴ひ、一層その執行の適正を期することにも必要があり、その適用の実情に鑑み、今回これに若干の改正を加えることとしたのであります。

即ち、先ず通告処分、履行期限を延長いたしましたのであります。間接税に關する犯則につきましては、所謂通告処分をするのであります。従来は通告後七日を経過して尚履行されないときは告発することとなつていたのでありますが、この期間を二十日に延長することとし、できるだけ本制度の趣旨を活かそうとしたのであります。

次に、刑事訴訟法の改正に對し、收税官吏が物件を領置した場合の処理手續及びその効果を差押の場合と同様とし、また女子の身体を搜索する場合に成年の女子の立会人を要することとする等の改正を行うこととしたして居るのであります。

次に、国税の延滞金等の特例に關する法律案につきまして御説明いたします。

既に御審議を願いました所得税法の一部を改正する法律案外各國税に關する法律案等におきまして、本年四月からは従来の国税に對する延滞金及び加算税に關する制度を合理化いたしましてその日歩を軽減いたすことになつて居るのであります。

然るに最近の經濟情勢に鑑み、従来の延滞金及び加算税の日歩は可なり重いものと考えられ、本年一月一日に遡つてその日歩を軽減することを適當と認め、この法律案を提出いたしました次第であります。

即ち、この法律案によりまして、本年一月一日から三月三十一日までの期間に對する延滞金は従来の日歩二十銭を八銭に改め、また所得税、法人税、相續税及び通行税の同期間に對する加算税は日歩十銭を四銭に改めることとし、なお本年四月以降に對する加算税は改められない非課税特別税、有価証券移轉税及び取引高税の加算税について本年一月一日以降のものは日歩四銭に改正することとしたのであります。

而して三月三十一日以前に既に延滞金又は加算税を従来通りの日歩で納付し又は徴收いたしておりますときは、この法律の施行によりまして過納となるわけであり、国税徴收法の規定によりましてその過納分を他の未納の国税等に充当するか又は請求に基いて還付することになるのであります。

何とぞ御審議の上、速かに賛成せら

れんことを切望してやまない次第であります。

○理事(黒田英雄君) 次に国税徴収法の一部を改正する法律案を議題としたしまして、政府提案理由の説明を求めます。

○政府委員(水田三喜男君) 只今議題となりました国税徴収法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由を説明いたします。

近におきまして国税の滞納は著しく増
加し、国税徴収法による滞納処分を要
する場合も相当増加しているものであ
りますが、その施行の实情に鑑みまし
て、この際延滞金制度の合理化及び差
押禁止物件の箇圍の拡張を図るとも
に地方税の重要性の増大に基き、国税
と地方税の徴収上の順位を改正する等
同法に所要の改正を加えることを必要
と認めたのであります。

即ち、先ず国税徴收の順位につきま
しては、従来国税は他のすべての公課
及び債権に優先して徴收することにな
つていたのでありますが、今回の税制
改正に伴い、地方税の重要性が著るし
く増大いたしましたので、国税と地方
税とは原則として同順位で徴收するこ
とといたしました。ただ国税又は地方
税の滞納のため財産の差押をしたとき
は、差押財産の価額の程度において、
当該差押をした方の租税が優先するこ
ととし、又納税者が強制執行、破産の
宣告或いは競売を受ける場合において
は、国税を地方税に優先して徴收する
こととしております。

次は延滞金制度の改正であります。
従来延滞金は日歩二十銭の割合で徴収
することとなつていたのであります

が、これは現下の経済情勢におきましては相当高率になりますので、この際延滞金を延滞加算税額に改めるとともに、その額を軽減することとしたしませう。

した。即ち滞納者が督促を受けて、その指定期限までに尙税金を完納しないときは、指定期限の翌日から税金完納までの期間に及び、日歩四銭の割合で滞納税額の属する各租税の一部としてこれを徴収することとしたのであり

ます。併しながら、日歩四錢の割合で計算した結果、督促状の指定期限現在における滞納税額の五%相当額を超へる場合には、五%を最高としこれ以上には増加しないこととしております。

次は差押禁止物件の追加であります。先に申し上げたごとく、最近におきましては徴税に際しましては差押を行わざるを得ない場合が少くないのであります。一面納税者の実情をも考えますときは、俸給、給料、賃銀等

の、いわゆる給與所得につき、その金額を差押えることは苛酷になりますので、今回滞納者の受ける給與所得のうち七五%相当額の部分はこれを差押えることができないものとしたしました。

次に過誤納となりました国税等を還付する場合に附加する還付加算金につきましては、現行の日歩十銭を利子税額の日歩と同様に四銭といたしました。

何とぞ御審議の上速かに賛成せられんことを切望してやまない次第であります。

○理事(黒田英雄君) それでは次に昭
和二十五年度的における災害復旧事業費費
国庫負担の特例に関する法律案を議題
といたしまして、本多国務大臣より提
案理由の説明を求めます。

○國務大臣(本多市郎君) 只今提案になりました昭和二十五年度における災害復旧事業費国庫負担の特例に関する法律案につきまして、その提案の理由及び主要なる事項について御説明申し上げます。

地方自治の拡充強化は、新憲法の基本方針の一つであります。これが実現を期するためには、その裏付となるべき地方財政を充実定させることが最要であり、申すまでもなく、非とも必要であることは、申すまでもないところであります。然るに、近年

頻繁に發生する台風、地震等は、戦時中の国土の荒廢と相俟つて甚大なる被害をもたらし、ために地方公共団体の財政は、深刻な危機に頻しているのであります。即ち、予知せざる災害の發生によりまして、關係地方公共団体

は、収收その他の歳入に激減を來たす反面、住民の生命及び財産の保護のため必要な救助事業等に要する経費の支出を余儀なくせられ、就中公共施設の復旧事業にきましましては、累年巨額の

経費負担を課せられているのであります。従いまして、罹災地方公共団体はこれらの経費捻出のため、高率課税、起債或いは経常費の縮減等を余儀なくされ、殊に最近におきましては、地方公共団体が負担する災害復旧費の大半が起債に求められる結果、その償還費

が長年月に亘る過重な住民負担とあり、地方財政の健全化に暗い影を投じているのであります。先般来朝した「ヤウプ」使節団もこの点を指摘し、災害

復旧費は輕微なものを除き全額国庫
において負担すべきことを勧告して
います。政府におきましても、
来高率補助金の交付又は災害債の利
補給等の方法により、災害復旧費に
関する地方財政負担の軽減にできる
だ

努力をいたして参りましたが、逐年急激な増加を示しつつある災害復旧費、地方財政に及ぼす深刻な影響に鑑み、且つは、シャウブ勧告の趣旨をも尊重いたしまして、従前の災害復旧事業費

新たに公共的土木施設の災害復旧事業費については全額国庫負担の建前を認めることにより、罹災地方公共団体の財政負担の軽減を図ると共に、災害復旧事業の円滑な施行を期することとした。

は、昭和二十五年年度の予算編成に際し、公共事業費中に四百七十億円として災害復旧費を計上すると共に、この間に制度を実施するために必要な基準を法律で定めることとしたのであります。

以上が本法律案を提案いたしました理由であります。次に法律案の概略につきまして御説明申し上げます。先ず第一は、地方公共団体が維持管

理する河川、海岸、堤防、砂防設備、道路及び港湾の公共的土木施設に関する災害復旧事業であつて、地方公共団体が行するものに要する災害復旧費は、昭和二十五年度においては、国庫が全額これを負担することができるとのといふたのであります。従来土木

「都道府県災害土木費 国庫負担ニ関
ル法律」の規定により三分の二の国庫
負担が行われていたのでありますが、

本法律案は、地方公共団体の施設に関する限り、他の法令の規定に拘わす、これを国庫の全額負担とすることが出来るものとしたわけであります。

第二は、従来、国が自ら災害復旧

業を行う場合には、受益者負担といふ意味で、地方公共団体から分担金を徴収したのでありますが、これに間に合はしても、さきに申述べました公営の土木施設につき、明年度において、その分担金の一部又は全部を免除す

次第であります。
 尙前に述べました一箇所の範圍に
 きまして被害箇所が短距離で連続し
 いる場合及び被害施設の効用上復旧

業を分離して施行出来ない場合は、被害箇所が三箇所以上ありまして一箇所としてこれらを一箇所とみなして工事費を算定することにした。また、次にひとしく災害復旧事業であつた。

も、経済的効果の極めて低いもの、建設の管理者や、建設施行者の不注意の等、全額国庫負担制度の対象か

は、貴重な国費を有効且つ適切に使用するという意味からして当然の規定考へる次第であります。

尙本法律案を昭和二十五年年度限りの特例法といたしましたのは、地方財政の転換期ともいふべき昭和二十五年

において、取敢ず、この制度を実施し、昭和二十六年以降については、本制度の実施状況と地方財政の状況とを視み合せまして合理的且つ恒久的な制度を樹立したいという考え方に基くものであります。更に、本法律案の実施細目は政令に委ねることとしてあります。着々その準備を整えている次第であります。

以上本法律案の理由及びその内容につきまして説明いたしました。何とぞ慎重御審議の上速かに議決あらんことを切望いたします。

○理事(黒田英雄君) 以上政府の提案理由の説明のありました法案につきましての御質疑はあとに廻すことにいたします。

○理事(黒田英雄君) この場合造幣庁特別会計法案を議題としたして御審議をお願いしたいと思います。本案についてはすでに質疑は終了のように存じます。質疑終了として、直ちに討論に移ることに御異議ございませんか。

○油井賢太郎君 ちよつと造幣庁の方にお伺いしたいのですが、今までの補助貨幣が自然消滅とか、或いはその他の事由によつて、発行したのとそれから回収されたのと、差が相当あると思うのですが、それはどの程度になつておりますか。その明細を一つおつしやつて頂きたい。

めです。それでは御説明願います。

○説明員(中平榮利君) 只今まで発行された補助貨幣につきましては、造幣局と申しましたのですが、造幣局が始まつて以来流通禁止になつたものはございません。従ひまして特に流通を止めまして、回収を意図的にいたしましたものはございません。ただ素材の関係で、例えば白銅貨幣とか、或いはニッケル貨幣、そういうものは、一旦入りましたものは出さないので、多少はストックしたものがござい

ますが、そんな関係で只今御質問がございましたように発行しました発行高から、回収されない未回収のものが大分あるのじやないかというお話であります。特にそういうふうの回収に努力と申しますか、回収を意図的にやつたことはございませんで、本当の未回収というものが幾らあるかというふうな計算はいたしておりません。

○油井賢太郎君 ちよつとその推定でも、あらましても分らんのですか。

○説明員(中平榮利君) 補助貨幣の発行高と只今までの回収高は、大体昭和二十四年度におきまして、二十四年度初めの発行高が約十七億円であります。それに対して二十四年度中に約十六億四千万円回収されて、その間二百二十四万四千万円回収される見込みでございます。それで発行高が合計三十四億と、こういう大体的計算をいたしておるわけでございまして。

○油井賢太郎君 それから新聞に出ておりましたが、一円以下くらいの補助貨幣は、これを小学生をしていわゆる回収させて、公共事業が何かに使用した方がいんじゃないかというふうな

ことがあつたようですが、大変結構なことだとは思ふのですが、それをどんな形で実行に移すかということはこの際発表して頂きたい。

○説明員(中平榮利君) 一円以下の補助貨幣の回収問題につきましては、只今造幣局と理財局、その他関係方面といろ／＼打合せをしておりまして、まだ特に発表いたす程の確定的な案を作つておるわけではございません。研究中でございます。

○油井賢太郎君 それでは、若しそれが実現されるとすれば、どのくらいの上る予定ですか。

○説明員(中平榮利君) 一円以下の補助貨幣の発行高が昨年末現在で八億四千八百万円でございます。

○油井賢太郎君 それでどのくらいお、さつき私が言つたような目的に供せられるかというその見込……

○説明員(中平榮利君) この八億円と申しますけれども、この中には、例えば只今申上げましたようにニッケル貨幣とか、白銅貨幣というように素材価値が額面価値より高くなつてい

れるとすると、尙更回収される額は少ないと思ふので、金額的には大じて多くなることはないじやないかと考えております。

○油井賢太郎君 そうしますと何です。八億四千万見当のものは殆んど返らないといふことにつきまして、この分はいつかは予算が何かにいわゆる政府の雑収入としてでも計上されるというふうなことになるので来るのですか、その点は佐藤政府委員あたりはどんな工合に処置なさるか、今から承つておきたいと思ひます。

○政府委員(佐藤一郎君) お答えいたします。現在では差当つて問題はございませんが、万一いろ／＼な手段を講じてどうしても回収できないというふうなものがございますしたら、これは当然国庫に帰属すべきものと思つております。ちよつとその金額は只今のところ

はつきり予定できないのであります。

○油井賢太郎君 それは予算にいつかは計上されるのですか。

○政府委員(佐藤一郎君) そういうものはちよつと予定のできないものでございまして、多くの場合に雑収入として予定されないものが国庫に入つて参ります。計画的に収入は予定されております。

○油井賢太郎君 相当なものが入つて来るわけですね。

○理事(黒田英雄君) 他に御質疑がございませぬければ、直ちに討論に移つて御異議ございませんか。

べをお願いしたいと思います。

別に御発言がないようでありますから、討論を終局いたしまして、直ちに採決に移ります。

造幣庁特別会計法案を原案通り可決することに御賛成の方の御挙手をお願いいたします。

○理事(黒田英雄君) 全会一致と認められます。

○委員(黒田英雄君) 御署名願はれは、ごさいませぬか、ないと思ひます。それは午後一時まで休憩をいたします。午前十一時五十六分休憩

午後一時四十一分開会
○委員長(櫻内辰郎君) 休憩前に引続き会議を開きます。
薪炭需給調節特別会計の廃止等に関する法律案の御審議をお願いいたします。

ます。御審議に先だちまして薪炭課長からちよつと御説明いたしておきたいことがあるのでありますから、課長の御発言を願います。

○説明員(濱田正君) 薪炭特別会計の現在までに至る整理の状況につきまして御説明申し上げます。御手許に差上げました一番上にあります表が結論的なところを書いてあります。更に内容につきましては次の項に書いてありますからして、先ず結論的なところを先に申上げますと、最初の表で二月末現在の貸借対照表並びにその下に三月末の推定の貸借対照表を掲げてあります。

先ず二月末現在、これは確定しておりますから、これについて申上げますと、五十四億七千万円を前回の国会において御承認を願ひまして、直ちに支拂を始めたのであります。二月末の現況で申しますと、利益として四億八千六百万円の利益の状況になつております。これは五十四億七千万円を御承認願ひましての話でありまして、二月末現在におけるいわゆる赤字と申しますのは、この五十四億七千万円、この貸借対照表において四億八千六百万円という黒字になつております。これを差し引きました四十九億九千万円というのが二月末における赤字、こういうことが言えるのではないかと、かように考えるわけでありまして。

それから三月末の推定、バランス・シートで申しますと、この二月から収入を上げまして、三月末の推定におきまして、大きな問題につきましては、借方の方にあります収入未済十五億という問題と、それから借方の方にあります支拂未済、これは薪炭証券九億というものが、後から御説明申し上げます

るが、残念ながら返りきれないという状況に相成つたわけでありまして。その他日通とか機帆船などに対する支拂未済がまだ一億七千九百万円が三月末において残つていたという状況であります。

次に収入の状況を申し上げますと、その次の項に書いてありますが、これは四、五、六、七まで、これは特別会計が機能を発揮しておりまして時代であります。八、九、十、十一以下現在まで清算済に入つておるわけでありまして、八、九、十、十一は薪炭の不需要期に入りまして関係もありまして、収入が一日平均で見ますと六百万円、七百万円程度しか上つておりません。十二月におけるいわゆる民間取引の決済期を利用して相当の努力をかけたもので、十二月から逐次収入が上つて参つたわけでありまして。十二月ではこれにつきまして一日平均一千七百万円程度まで上りまして、今度は三月の年度末を控へまして三月中に四億程度は上るものと、かように考えておるわけでありまして。それからその収入状況の裏に、これを受けました支拂状況を項目別に書き分けましたわけでありまして。それからその次は、二月末収入未済の十八億の内訳、卸売業者、集荷業者、日通、海運業者というふうに十八億の収入未済の業者別内訳を記載しておるのであります。それからその次の裏を御覧願ひますと、政府手持薪炭処理状況、これは前回の大蔵委員会におきまして相当の論議がありました、いわゆる手持薪炭の償引をどのようにして処理したかということでありまして。前会で行政管理局の報告によりまして、政府手持の薪炭は五割から六割の償引を

せざるを得ない状況ではないか、そうすれば損失として尙十億程度出るのではないか、こういうふうな報告がありまして、それを繞つていろいろと御審議願つたわけでありまして、その実績を申し上げますと、八月一日つまり特別会計が止まりまして清算の段階に入りまして、二月末までに売拂ひしましたものであります。全体としまして二月末までには一割六分引というところで売拂つたわけでありまして。それから三月中に売拂ひ得るものを推定しますと、三割二分引、全体を通じて約一割七分引程度によつて売拂ひできたわけでありまして。これは総体としての数字でありまして、ものによつては政府は買つたときよりも以上に有利に売つたものもありまして、ものによつては五割、六割までに売らざるを得なかつたものもありまして。総体として通じてみますれば、約一割七分程度で売拂ひをやつたわけでありまして。それからその次の表にありますが、いわゆる現物不足薪炭の処理でありまして、これも前回の国会におきまして審議を願つたのであります。その後の処理の状況を一覽表にしたわけでありまして。一番上の欄にありますが、不足数量、それから処理をしたのが幾らか、その内容がその次の欄にあるわけでありまして。その次は、不足数量に對しては、現在までに処理しましたのは、木炭につきまして七六%というものが判明したわけでありまして。薪につきまして三〇%、ガス薪について八五%というものを処理したわけでありまして。その後のものはまだ処理未済として残つておりまして、現在著々とその責任を追究しつつあるわけでありまして。その処

理済の内訳、どういふふう処理したかというのがその次の欄に書いてありまして、最初の段がいわゆる空気木炭と申されますが、島木炭と言いますか、そういう現物で補填したもの、それから現物で補填することができないで、弁償金として徴収したものの、それから輸送中の行方不明という原因で掲げてありました中から、相手方に渡つておるということが分つて売拂ひの調停をしたもの、それから前回の表に差上げましたように、保管中に火災或いは盗難或いは水害、そういうもので亡失したというもので、明らかに不可抗力であるといふことの証明がつきまして、国損として会計検査院に報告してあるもの、それから最後に問題の点は、その他帳簿から減じた数量というものがあつて、この帳簿から減じたとは何ぞやといふと、その内容がその下の欄に書いてありまして、段々と整理して参りますといふと、戦災に罹つた。それで処理すべきものを処理しない、そのまま帳面上に現物があつたとして載つておつた。例えば高知から大阪に送るときに船が沈没した、それを処理するのをしないで帳面上に残つておつた、こういうものとか、或いは二重に記帳して、そのために帳面としては、それだけの数量が残つておつたとか、或いは前年度から翌年度に繰越す数量に算盤違いとか、誤記があつた。或いは買上げを中止して代金を回収したが、帳面からそれを落すのがぬかつておつたというものと、或いは最後の受領証が着地より送つたが途中で紛失したために分らなかつた、それがその後の清算の進行によつて分つて来たといふ数字でありま

す。最後の点はもう少し説明を申し上げないと分りにくいかも知れませんが、例えば、岩手県から東京に百トン送つたといふことになりまして、岩手手県の手帳事務所においては百トンという数字が帳面上では載つております。それが東京に確かに着いた、つまり東京から着いたという受領証が岩手県に行つたときに、初めて岩手県の帳面が落ちる、こういう帳簿組織になつておりまして、それが受領証を出すのがぬかつておつたとか、或いは受領証は東京としては出したつもりでおつたが、岩手では着いていなかったとか、こういう事務上の何といふと、本当は手帳というところにあります、本当は帳面から落ちて置くべきものが帳面に載つておつた、こういうのが清算の進行に伴ひまして逐次分つて来ましたわけでありまして。そういう数字がこれに載つておるのであります。金額といたしましては処理済みが約六億三千万円でありまして、このうち現物補填とか或いは弁償金の調定しか何かに返りまして、いわゆる政府に金として返つて来るものが約二億五千万円、国損として落ちるものが一億四千九百万円、最後に申上げました帳簿組織の不備によりまして、帳面上に上げるべからざるものを間違で、今から考えますれば上つておつたものが、これが二億三千六百万円、合計六億三千万円、こういうものが現在分つて来たわけでありまして。これからの清算の進行に伴ひまして、最後の処理未済というものをこれから最後まで追究して、明らかにしたい、かように考えておるわけでありまして。

それから最後の表は、半べらの表が

最後に付いておりますが、全国に四十七、北海道に二つの木炭事務所がありますが、逐次清算の完了次第廃止、閉鎖して参つて来ておるわけでありまして、三月十五日現在で行きますと、十三の事務所を閉鎖しまして、三月末までに更に十三、合計二十六の事務所を閉鎖するといふ予定で、この予定は確かにこの通り行けるだらう、かように考えたわけでありまして、残りは二十一事務所が残りまして、二十五年年度においてこの清算事務を續行いたしたいと、かように考へておるわけでありまして、大体あらましでありましたが、この特別会計の清算事務を御説明申し上げたわけでありまして。

○委員長(櫻内辰郎君) 御質疑がありましてこの際お願いいたします。

○西川甚五郎君 そうですと収入未済の十五億ですね。それと、証券と支拂未済と、これは實際問題として見合ふわけでありまして。

○説明員(濱田正君) 實際問題として、まだ建物とか機械、器具とか備品がありますから、収入未済は十五億です。

○西川甚五郎君 この収入未済のうちでどれだけ果して返つて来るのですか。

○説明員(濱田正君) この問題ですが、この支拂未済、つまりこれだけのものを一挙に拂うということになりますれば、相当相手方に対して無理をかけなくちやならんということになります。ところが實際我々が収入の督促をやつて参つたわけでありまして、短兵急に行く、押つけて行くという行き方、例えば、最後の手として差押えをするとか、こういうやり方で行けば、

行き方としては非常に勇ましいやり方ですが、實際問題としては、相手方の能力以上に政府の債権がある、こういう關係がありますからして、相当辛抱強く相手方を倒さんように、商売を續行させながら取つて行く、こういうやり方をやれば、十五億というものは殆んど回收でき得るのではないかと、かように考へております。

○西川甚五郎君 今おつしやつた俄かに取らずに、自然に取つて行くというやうなやり方ですね。これは本當に十五億というものは取れるという自信はあるのでございませうか。

○説明員(佐木義夫君) これにつきましては、私も非常に心配しておるのではありませんが、現在のところ即決和解の方法によりまして法的にはつきり期限を決め、そうして二十五年年度中に頂くといふやうな方法を採つております。それで十五億というものは遅くも二十五年年度中には全部回收できるものと、このように確信しております。

○米倉龍也君 そうすると債務としてどうしても拂わなければならんものが十億以上あるわけですが、それを、大体十五億を取つてやれば、結局今年中にそれだけ取るとすれば幾らか残るわけですか。この会計としては利益になるわけですか。

○説明員(佐木義夫君) この表に書いてありますように、本年度の利益の四億八千六百万円、これがいわゆる残つて出るのではなからうか。このように考へております。

○木内四郎君 この薪炭特別会計のことについては、今期国会の当初において、五十四億余りのものを一般会計から繰入れるやうな不始末になつたので、國民が多額の関心を持つてゐるんですが、二月末の貸借対照表の、五十四億というものは當然損であるといふことを先程御説明になつた通り考へて、ここには少しも計上してないわけですからその計上してないやうなところと、さつき課長から御説明を伺つて、不足薪炭の処理状況といふことで、いろ／＼御説明になりましたけれども、それはこの表に対してはどういふことになりませうか。何から見込んでないということになりますか。

○説明員(濱田正君) 五十四億の損は当然といふふうに考へてゐるものではないですね。貸借対照表としては二月末の状況を出しただけでありまして、五十四億といふ数字は直接にこの表に載つて参りません。それとの關係で御説明申し上げましたのは、四億八千六百万円といふのが、利益として出ておりますが、内容の實際は前回の国会で五十四億八千万円繰入れるやうになりましたから、四億八千六百万円という利益を差つ引いた、つまり五十九億八千万円といふものが二月末における損と、こういう状況になるわけでありまして、それから先程不足薪炭の処理状況と申しましたが、そこで政府側の歳入になるものは、当然この調定をしたものは収入未済といふところに乗つて出るわけでありまして。

○木内四郎君 併しさつきあなたから御説明を伺つたのですが、不足薪炭の処理状況といふのは、今日尙進行中でしやう。

○説明員(濱田正君) はあ。

○木内四郎君 それは兩建てにここに挙げていいんだけれども、一方に五十四億円といふこれに對しても、一方に未確定の資産といふものは相當あるべき筈です。それだけこれを、二月末貸借対照表から除けて、それで而も利益だといふ計算を出しておられるのは如何にも不可解だと思ひます。

○説明員(濱田正君) 不足薪炭の、これから更に追究して行けば今の御指摘のやうに、たしかにその点は不確定であります。従ひましてこれに對して更にプラスといふ要素として出て来るわけでありまして、マイナスといふ要素にはなりません。プラスといふ要素として出て来るわけでありまして。

○木内四郎君 それは勿論當然のことです、その上で又マイナスが出て来るというのであつては非常に困るのです。あなたがた方はこの二月末の貸借対照表を書かれるときにおいて、すでに五十四億といふのは損になつたのだ、それを考慮に入れて、實際利益が四億八千六百万円出るといふ考へ方をしている、貸借対照表としては、この前のあの法案が通過する際には、この参議院としては嚴重に警告を與えて、この処理についてはできるだけ國庫の負担を少くするやうにして貰ひたい、一応は五十四億円といふものを繰入れるけれども、跡始末はできるだけよくやつて貰ひたいといふことを申述べてある筈です。ところがそれは別にして、そして利益が出たといふやうな計算にしてあると、とかく整理がおろそかになり勝ちになるのです。やはり未確定のものなり、処理をしないならしなないといふものを、ここに挙げていなければならぬと思ふのですが、そしてそれをできるだけ損にならないやうに努力して行くといふことで、初めて我々がこの前の法律を通したときの希望に合う

わけですが、こうなつて来ると、當然そんなのは取れなくても構わんといふ考へ方ではなければ、こういう表ができないと思ふのです。

○説明員(佐木義夫君) 只今のお話は私も御尤もと存じ上げます。実はこの表を作るとき、今のお話のやうに作るべきだつたらうと思ひますが、かういふふうになつたことについては非常に申訳ないと思ひます。併し私共の氣持をいたしましては、飽くまで五十四億七千万円のを少しでも少くやりたいという氣持でそこに邁進してゐるというところだけは一つ御了承を願ひたいと存ずる次第であります。

○木内四郎君 そうすると、さつきお話をしましたが、一体利益が出て来るというのだが、さつきの処理状況のことがよく分らないのですが、どのくらい一体利益が出て来るという見通しですか。

○説明員(佐木義夫君) 大体これは、これから推定でありますからして、はつきり申し上げられないのですが、今までの処理状況と同じやうな率で残りの数字が探求できるといたしますれば、約二億四、五千万円は出て来るのではないかとかように推定してゐるわけですが。

○木内四郎君 二億……

○説明員(佐木義夫君) 二億四、五千万円出て来るのではないかと、これは今までの処理したもので、現金で回收になつて、帳面で間違ひになつたものと同一数字で、これから残つた数字も探求できるといたしますればと、かういふ推定です。

円というのは、すべて空気であり、からずであつた、そのうち二億数千万円しか残らない、後は皆ないような、なかつたといふことになるわけですね。

○説明員(濱田正君) この前の、現物不足といふので、それを換算しまして約十億何がしという数字で換算したわけですが、それを現在まで探究して参りまして、今まで収入として出て来たのが二億四千万円、将来同じような率で出て来るならば、二億四千万円、合計五億円という程度のものが現物不足の中から、國の債権として取立て得る、回収し得るというものが五億円出る、かように考えられるわけです。

○木内四郎君 銀行等で……会社でも同じことですね、不良資産として一応消却して帳簿から落してしまふと、その整理といふものがとなく緊張を欠いておろそかになり勝ちなんです。そこで我々の希望としては、できるだけ最後の処理が済むまでは、こつこつと表等に挙げておいて、それを成るべく活かすことの努力をして貰いたいと思ふのです。

○説明員(濱田正君) これは我々として決しておろそかにしようとは毛頭に考えていないのでありまして、各木炭事務所には出納簿がありまして、出納簿の残といふものがあれば、とことんまで追究して明らかにして、出納簿が明らかになつてから各木炭事務所を廃止して行く、こつこつとに仕事を進行しておりますからして、出納簿において何か妙なものが出来れば、それを徹底的に洗つてからでないかと木炭事務所は廃止しないといふこつこつとやり方でありまして、決しておろそかにせん、最後まで綺麗にした上でやりました。

いとかように考えておる次第であります。

○木内四郎君 勿論そうあるべきこと、あなた方は別におろそかにしておるとは私も考えないのですけれども、まあ人情として一応帳簿から落したと、この表から落すといふことになる、すべてこの会社でも、何でも経理に当る人はやまやますればさういふことになり勝ちであるから、そこを注意して貰いたいといふことをお願いしておきます。

○森下政一君 御説明を承らなかつたのですが、恐らく木内君から御質問があつたと思うので、重複になるかも知れませんが、この会計を廃止するといふことについては、私は何も異存はないのですが、昨年末にこの薪炭の赤字補填のために一般会計から莫大な繰入れをした。当時これは全く國民から徴収した税金で赤字を埋めるというわけ、國民から見れば非常に不満のある処置である、当り前の正道を歩んだ処置でないといふことを考えれば、誠に相済みませんという気持ちを当るならなければならぬ。当時委員会に列席した大蔵大臣にも、政府委員にも、責任を感じるかといふような、農林大臣に政治的な責任を感じるかといふことを質したときに、誠に相済みませんと思つておるといふ御言葉が出た。事務当局もさういふ御言葉が出た。ついでに当然納入さるべき薪炭であつて、納入未済になつておるものは今後折角納入せしめることに努力をする、或いは当然回収しなければならぬ債権といふものは、極力これを回収することに努める、赤字の補填額をできる限り少いようにしたいといふようなことであつて一応諒として

たわけであります。國民に対して相済まん、こつこつと処置をするといふことは止むを得ないのであるけれども、誠に数々の当局の怠慢であるとか、いろいろな原因が積み重つたわけであるけれども、本場に相済みませんのといふ気が持たなければならぬ、強ければ強い程債権の回収といふことに熱意を持つて回収ができる筈だといふことをその時に申し置いて置いたのでありますが、今年に年度末を控えて、当時から今日までの間にどういふふうな当時約束された熱意が具体化されて、どういふふうな債権は回収されておるか、如何に赤字補填の額が少く済むように処置されておるか、さういふ点を一つ明確にして貰いたいと思ふのです。

○説明員(佐木義夫君) 只今森下さんからのお話の通り、私事務当局のものといつたしまして誠に申訳ないと思つておる次第でございます。今国会の初めに五十四億七千万円を繰入れて頂きまして、その後私らといつたしましては、債権の回収に非常な努力をやつて参つた次第でございます。私らの力の及ばないところは或いは経済調査庁にお願いし、只今のところは法務府にお願ひもいたしまして、極力債権の回収に努力いたしまして、少しでもあの五十四億七千万円が少くなるように盡力をしておる次第でございます。

な、いわゆる八月から十月以上の収入があつたといふような状況でございます。今後におきましても、この債権の回収、特に赤字の少くなることにつきましては極力努力いたしたいと思つておる次第でございます。

○九鬼紋十郎君 現物不足の薪炭の処理状況のうちで、結局國損に属するもの、或いはその帳簿から減じた数量、さういつたものは結局損失になるのだと思ひますが、そのパーセンテージが四八%で、相当の額になつておる。その全体の金額、或いは帳簿から減じた数量は全部當つて計算されたのですか、予想でやられたのですか。

○説明員(濱田正君) これは各木炭事務所の整理状況を集計したものでありまして、予想ではありません。現実帳面に當つてやつたわけでありまして、

○九鬼紋十郎君 その金額は……

○説明員(濱田正君) 現物補填とか、或いは弁償金の徴収とか、売却の調定とかによりまして収入として確定したものが二億四千五百万円といふ数字でございます。それから不可抗力と認定して検査院に報告して國損となつたものが一億四千九百万円、それから帳面においてすでに整理しておらなければならぬものが整理未済で残つてそのまま評価現物となつておつたといふものが二億三千八百万円、合計六億三千三百万円といふものが現在までの処理した内容であります。

○委員長(櫻内辰郎君) 他に御質疑ありませんか。

○黒田英雄君 ちよつとこの法案を拜見しますと、附則の第四項は、國營競馬特別会計法の一部の改正であつて、これは薪炭需給調節特別会計法とは何

ら關係がないのじやございませんか。ただ廃止の際に一緒にくつ付けてやつた過ぎないのですか。

○政府委員(佐藤一郎君) お答え申し上げます。國營競馬特別会計法を制定いたしますときに、農林省の關係でもございまして、且又特別会計の性質が大体似ておりますので、その關係條文の大部分は薪炭の会計から準用したわけでありまして、そこで今回薪炭の会計を廃止いたしますので、その準用規定がつかしくなりますので、特別に國營競馬の方に従来準用しておりましたものを改めて條文として挿入する必要を生じましたので、こつこつと出しましたわけでありまして。

○森下政一君 これは木内さんが質問されたと思ひますが、二月末貸借対照表といふもののうちで、本年度の利益といふのはどういふわけですか。

○説明員(濱田正君) これは五十四億七千万円といふものが入つたといふことが既定の事実になつて貸借対照表といふものができ上つたものでありますから、従ひまして本年度といつても五十四億七千万円が入つてからの話でありますから、逆に裏から申すと、赤といふものは五十四億七千万円から四億八千六百万円を引いたものが赤といふことになる。それが入つたことが前提となつて貸借対照表の二月末現在といふのが出ておるわけでありまして、だから五十四億七千万円が入つていまして、もしたら、四十九億八千万円といふ本年度損といふことが出て来るわけでありまして。

○森下政一君 その損が一般会計から赤字補填したものとこの利益となつたものの結局差額といふことになるので

たわけでありまして、國民に対して相済まん、こつこつと処置をするといふことは止むを得ないのであるけれども、誠に数々の当局の怠慢であるとか、いろいろな原因が積み重つたわけであるけれども、本場に相済みませんのといふ気が持たなければならぬ、強ければ強い程債権の回収といふことに熱意を持つて回収ができる筈だといふことをその時に申し置いて置いたのでありますが、今年に年度末を控えて、当時から今日までの間にどういふふうな当時約束された熱意が具体化されて、どういふふうな債権は回収されておるか、如何に赤字補填の額が少く済むように処置されておるか、さういふ点を一つ明確にして貰いたいと思ふのです。

○説明員(佐木義夫君) 只今森下さんからのお話の通り、私事務当局のものといつたしまして誠に申訳ないと思つておる次第でございます。今国会の初めに五十四億七千万円を繰入れて頂きまして、その後私らといつたしましては、債権の回収に非常な努力をやつて参つた次第でございます。私らの力の及ばないところは或いは経済調査庁にお願いし、只今のところは法務府にお願ひもいたしまして、極力債権の回収に努力いたしまして、少しでもあの五十四億七千万円が少くなるように盡力をしておる次第でございます。

な、いわゆる八月から十月以上の収入があつたといふような状況でございます。今後におきましても、この債権の回収、特に赤字の少くなることにつきましては極力努力いたしたいと思つておる次第でございます。

○九鬼紋十郎君 現物不足の薪炭の処理状況のうちで、結局國損に属するもの、或いはその帳簿から減じた数量、さういつたものは結局損失になるのだと思ひますが、そのパーセンテージが四八%で、相当の額になつておる。その全体の金額、或いは帳簿から減じた数量は全部當つて計算されたのですか、予想でやられたのですか。

○説明員(濱田正君) これは各木炭事務所の整理状況を集計したものでありまして、予想ではありません。現実帳面に當つてやつたわけでありまして、

○九鬼紋十郎君 その金額は……

○説明員(濱田正君) 現物補填とか、或いは弁償金の徴収とか、売却の調定とかによりまして収入として確定したものが二億四千五百万円といふ数字でございます。それから不可抗力と認定して検査院に報告して國損となつたものが一億四千九百万円、それから帳面においてすでに整理しておらなければならぬものが整理未済で残つてそのまま評価現物となつておつたといふものが二億三千八百万円、合計六億三千三百万円といふものが現在までの処理した内容であります。

○委員長(櫻内辰郎君) 他に御質疑ありませんか。

○黒田英雄君 ちよつとこの法案を拜見しますと、附則の第四項は、國營競馬特別会計法の一部の改正であつて、これは薪炭需給調節特別会計法とは何

ら關係がないのじやございませんか。ただ廃止の際に一緒にくつ付けてやつた過ぎないのですか。

○政府委員(佐藤一郎君) お答え申し上げます。國營競馬特別会計法を制定いたしますときに、農林省の關係でもございまして、且又特別会計の性質が大体似ておりますので、その關係條文の大部分は薪炭の会計から準用したわけでありまして、そこで今回薪炭の会計を廃止いたしますので、その準用規定がつかしくなりますので、特別に國營競馬の方に従来準用しておりましたものを改めて條文として挿入する必要を生じましたので、こつこつと出しましたわけでありまして。

○森下政一君 これは木内さんが質問されたと思ひますが、二月末貸借対照表といふもののうちで、本年度の利益といふのはどういふわけですか。

○説明員(濱田正君) これは五十四億七千万円といふものが入つたといふことが既定の事実になつて貸借対照表といふものができ上つたものでありますから、従ひまして本年度といつても五十四億七千万円が入つてからの話でありますから、逆に裏から申すと、赤といふものは五十四億七千万円から四億八千六百万円を引いたものが赤といふことになる。それが入つたことが前提となつて貸借対照表の二月末現在といふのが出ておるわけでありまして、だから五十四億七千万円が入つていまして、もしたら、四十九億八千万円といふ本年度損といふことが出て来るわけでありまして。

○森下政一君 その損が一般会計から赤字補填したものとこの利益となつたものの結局差額といふことになるので

たわけでありまして、國民に対して相済まん、こつこつと処置をするといふことは止むを得ないのであるけれども、誠に数々の当局の怠慢であるとか、いろいろな原因が積み重つたわけであるけれども、本場に相済みませんのといふ気が持たなければならぬ、強ければ強い程債権の回収といふことに熱意を持つて回収ができる筈だといふことをその時に申し置いて置いたのでありますが、今年に年度末を控えて、当時から今日までの間にどういふふうな当時約束された熱意が具体化されて、どういふふうな債権は回収されておるか、如何に赤字補填の額が少く済むように処置されておるか、さういふ点を一つ明確にして貰いたいと思ふのです。

○説明員(佐木義夫君) 只今森下さんからのお話の通り、私事務当局のものといつたしまして誠に申訳ないと思つておる次第でございます。今国会の初めに五十四億七千万円を繰入れて頂きまして、その後私らといつたしましては、債権の回収に非常な努力をやつて参つた次第でございます。私らの力の及ばないところは或いは経済調査庁にお願いし、只今のところは法務府にお願ひもいたしまして、極力債権の回収に努力いたしまして、少しでもあの五十四億七千万円が少くなるように盡力をしておる次第でございます。

すか。

○説明員(濱田正君) そういうことであります。

○木内四郎君 今のよう疑問が起るからさつき申上げたのですが、この貸借対照表は未拂の状態にある非常に大きなXというものが落されておる。だからこういふような貸借対照表の書き方は非常によくない。不都合だと思ふ。これを政府は今後出すときには注意して頂きたいと思ふ。

○小宮山常吉君 薪炭のこの前の大きな損失の五十四億何がしというのはいふにふに処理してゐるんですか。

○説明員(佐木義夫君) この前の場合には五十五億くらいの赤字があるのはなからうかと想定したわけでありまして、それが整理をやりまして五十四億七千万円繰入れて頂きまして、あと、いろいろ整理をやつて見ましたところ、二月末で四億八千六百万円くらいの利益になった、結局五十四億七千万円から四億八千六百万円引いた四十九億くらいの赤字になるということになったわけでありまして。

○委員長(櫻内辰郎君) 外に御質疑はございせんか。御質疑がございせんならば、質疑を終局して、討論に入ることに御異議ございせんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(櫻内辰郎君) それでは、討論に当りましては賛否を明らかにしてお述べを頂きたいと存じます。

○木内四郎君 民主党は本法律案に賛成いたします。但し先程来質疑応答の中でも明らかでありましたように、一般会計から赤字補填として繰入れられた五十四億七千万円の損失はできるだけこれを少くするように努力されると

共に、今度ここに提出されました貸借

対照表によりまして、このうち収入未済というものが十八億五千二百余万円というように計上されておる。これは政府委員の説明によりますと、これは二十五年年度中には回収される見込であると云われることであるけれども、我々は従来の薪炭会計の処理状況などから見て、この点について非常に疑念を持つておる。一方支拂未済が六億八千九百九十九万円、当然拂わなければならぬ政府の債務として、薪炭証券九億四千万円というものがあつて、若し今後においてこの処理状況を誤りますならば、本国会の当初において繰入れました五十四億七千万円の上に更に多額の繰入れをしなければならぬ。今度は勿論この会計が廃止されますからして、この債権債務というものは一般会計において引受けることになりまして、けれども、實質的に国民の負担になり、莫大な金額が補填されなければならぬという結果になりはしないかというのを恐れ

てゐるものであります。我々はこの会計の処理に當つて特に注意して置きたいのは、さつき申しましたように、五十四億七千万円の損失も極力減らすようにすると共に、収入未済の回収について最善の努力をすることを希望いたします。本案に賛成いたします。

○委員長(櫻内辰郎君) 外に……

○森下政一君 社会党はこの法案に対して賛成いたします。昨年末薪炭特別会計から繰入れたという法案が審議未了になつて終つたわけでありまして、このことは取も直さずかある異常な処置をするということが芳しいことではないといふことと、もう一つにはさよ

うな赤字がどこに原因したかといふこ

とを討議究明して見ると、ひとり現内閣だけでは無いが、歴代の政府側の手落ちにあり、事務局の怠慢にあり、或いは地方出先機関の極めて杜撰な事務処理にあり、かようなことについて、究極するところ国民が課税の負担においてこれを穴埋めしなければならぬ、こゝろに於いては十分のこの木炭統制時代に配給も受けていない国民が、寒氣を堪え忍んで闘つて来て、而もその上剰え多額の補填を引受けなければならぬ、いふやうなことで、国民の側から見れば被害の累積といふやうな状況にあるといふやうなことで、論議がさうな点に集中されて、とうとう本院では審議未了に終つた。ところが本年度におきまして政府が更に提案いたしまして、数の上で漸く辛うじて赤字補填の案が成立したといふやうな状態であつたのでありますけれども、當時その法案の審議の際に再三当局にも質したように、熱意を持つて、相済まんといふ考えで回収することに努力をする、さうして国民の損失を少くするといふことに心掛けて貰いたいといふことを強く要請したのであります。その精神は一貫して持続するので、只今木内委員が言われましたように、できるだけこの赤字を少くするといふことに努力をして貰いたいといふことを重ねて強く要請して、賛成することにいたします。

○委員長(櫻内辰郎君) 外に御発言はありせんか。

○平沼彌太郎君 自由党はこの案に賛成いたします。もと／＼統制経済といふものは一定の価格を決めて高く儲け

ることができないようにしております

ので、赤字が出易いと思ひます。いろいろの公団その他も今後かういふやうな問題が起るのではないかと思つて心配しておりますが、殊に薪炭といふやうなものの統制は実にむづかしいのであります。然るにこのたび二三年の間の東京市民が寒さを凌ぎ得たといふ半面の功績を認めなければならぬと思ひます。それでこの決算の情勢を拜見しますと、相當に苦しんで金を集めていらつしやるといふ面もありまして、この点措置しなければならぬと思ふので、先程木内委員の言われたやうに是非共赤字を最小限度に、それからもう一つは早く地方にできております出先機関の事務所を廃止するように努力して頂くことを條件としたしまして、この案に賛成いたします。

○委員長(櫻内辰郎君) 外に御発言はございせんか……御発言もないようでありますから、採決することに御異議ございせんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(櫻内辰郎君) それでは薪炭需給調節特別会計法の廃止等に関する法律案を原案通り可決することに賛成の方の御挙手を願ひます。

「総員挙手」

○委員長(櫻内辰郎君) 全会一致と認めます。よつて本案は全会一致を以て可決することに決定いたしました。尚本会議における委員長の口頭報告は、委員長において本案の内容、本委員会における質疑応答の要旨、討論の要旨及び表決の結果を報告することとして御承認願ふことに御異議ございせんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(櫻内辰郎君) 御異議ないと認めます。

委員長が議院に提出する報告書に多数意見者署名を願ひます。

多意見者署名
黒田 英雄 伊藤 保平
九鬼紋十郎 森下 政一
西川基五郎 平沼彌太郎
木内 四郎 小宮山常吉
米倉 龍也

○委員長(櫻内辰郎君) 御署名洩れはありせんか……なしと認めます。

○委員長(櫻内辰郎君) 次は退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律案の御審議を願ひます。御質疑等がございましたらこの際御質疑を願ひます。

○木内四郎君 退職職員に退職手当を支給する根拠は現在政令によつてゐるのじやないかと思ふのですが、その政令はこの三月末で期限が切れるのではないのですか。その後に対して政府はどういう措置を採られるお考えですか。

○政府委員(佐藤一郎君) おつしやいます通りでございます。只今政府職員の退職手当は昭和二十四年の七月の政令二百六十四号によりまして、昭和二十四年度総合均衡予算の実施に伴う退職手当の臨時措置に関する政令というのによつて出ておるわけでございます。只今お話がございましたように、これは飽くまで臨時の措置でございます。根本の立法がなされるまでのものとして、この三月で切れる予定になつておるのでございますが、いろいろな関係からまだそこの立法に至りま

せんで、差当りまして只今の政令を更に一年間適用を延期するという手続を進めております。

○木内四郎君 それは近々に公布になる予定でありますか。

○政府委員(佐藤一郎君) はあ。

○委員長(櫻内辰郎君) 外に御質疑はございませんか。

○木内四郎君 第一條によりますと、その退職した職員で失業しているものに対し云々という規定がありますが、失業ということが条件になつておるのですか、これには……

○政府委員(佐藤一郎君) それは只今引用して申上りましたところの退職手当に関する政令に規定がございまして、失業保険法の規定によりまして計算したところの失業保険金の日額の百八十分分に相当する金額に満たないものを退職手当として貰つたものに対してだけその不足分を與えてやろう、但しその不足分を與えるやり方は、恰も失業保険において失業保険金を支給するのと同じようなやり方で支給してやろう、こういうことにこの政令で定まつてございまして、即ち失業保険金の給付を受けるのと同じやり方、と申しますと、御承知のように、失業保険金の支給を受けます者は、毎週失業の認定を職業安定所において受けなければなりません。而して現在も尙失業しておるといふことを職業安定所において認定を受けまして初めてその支給を受ける。こういうことになつております。それと同じやり方をこの場合にも適用するということになつておるわけでありまして。

○木内四郎君 それは法文で実はちよつとはつきりしない点があるのですけれども、二十四年政令二百六十三号の方についてだけそうですか。それともここに引用してある二百六十四号についても同様ですか。

○政府委員(佐藤一郎君) さようでございます。

○木内四郎君 そうしますと、私の了解が間違つておるかも知れませんが、職員その他が退職する際に支給するのは、この法律の第一條の範囲外ですか。

○政府委員(佐藤一郎君) さようでございます。

○木内四郎君 念のために今一度そのところを明らかにして置きたいのですが、退職する際に支給する退職手当というものは、第一條の規定の範囲内であるが、昭和二十四年政令二百六十四号によつて支給されることは確かですか。

○政府委員(佐藤一郎君) さようでございます。

○木内四郎君 そうしてその政令がこの四月一日以降も延長される、こういうことですか。

○政府委員(佐藤一郎君) さようでございます。

○委員長(櫻内辰郎君) 外に御質疑はございませんか。……御質疑がなければ、質疑を終局して討論に入ることになります。

○委員長(櫻内辰郎君) 外に御質疑はございませんか。

○委員長(櫻内辰郎君) 御異議なしと認めます。討論は賛否を明かにしてお述べを願いたいと存じます。……御発言もないようでありますから、本案を採決することに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(櫻内辰郎君) では、退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律案を原案通り可決することに賛成のお方の御挙手を願います。

「総員挙手」

○委員長(櫻内辰郎君) 全会一致と認めます。よつて本案は全会一致を以て可決すべきものと決定いたしました。本会議における委員長の日頭報告は、委員長において本案の内容、本委員会における質疑応答の要旨、討論の要旨及び表決の結果を報告することとして御承認をお願いすることに御異議ございませんか。

○委員長(櫻内辰郎君) 御異議ないと認めます。

○委員長(櫻内辰郎君) 御異議ないと認めます。

委員長の議院に提出する報告書に多数意見者の御署名を願います。

黒田 英雄 伊藤 保平
九鬼紋十郎 西川甚五郎
平沼卿太郎 木内 四郎
小宮山常吉 米倉 龍也
藤井 丙午

○委員長(櫻内辰郎君) 御署名現れはございませんか。……なしと認めます。

○委員長(櫻内辰郎君) 次は、銀行等の債券発行等に関する法律案の御審議を願います。御質疑がありましたら、御質疑を願いたいと存じます。

○理事(黒田英雄君) 勸業銀行とか、興業銀行とか、北海道拓殖銀行等から出しておる債券の高というものは、これは資料に出ておりますか、現在の残高は。

○政府委員(舟山正吉君) お手許の資料に入つております。興銀につきましては百七十五億、勸銀につきましては四十億、北拓につきましては三千七百万円、農中が十八億九千万円、商中が五千三百万円、これは二十五年一月末現在でございます。

○黒田英雄君 この法律の結果、債券を出し得る力は各銀行についてどれくらいになるのですか。

○政府委員(舟山正吉君) お手許に配付いたしました表の中にございまして、興銀二百七十八億、勸銀百二十億、北拓十四億、農中六十六億、商中五十億、計五百二十八億が昭和二十五年度に発行される見込をつけております。

○木内四郎君 まだよく実は読んでないので、或いは誤解しているかも知れないのでありますが、この法律によると、債券の発行は自己資本の二十倍に相当する金額から預金総額と金融債を引いた残額ということになつております。

○政府委員(舟山正吉君) ええ。

○木内四郎君 そうすると、勸業銀行とか、その他特別の法律で二十倍まで発行し得るものはすでにあつたように思うのですけれども、そういうものと規定の関連はどうなるのですか。

○政府委員(舟山正吉君) この法律によりまして、従来の特殊銀行の債券発行に関する規定を一統殺しまして、銀行全般に通じまして新しい規定を設けた次第であります。

○木内四郎君 そうすると銀行によつては、従来の規定で発行し得る金額よりも、預金総額云々というよりなことがあつたために却つて減るようなものがあることになりはしないでしょうか。

誤解であるかどうか……

○政府委員(舟山正吉君) 御懸念の点、その通りでございます。そのためにこの法律の附則第二におきまして、この法律施行の際現に債券を発行している銀行、と申しますのは興銀を意味しておりますが、興業銀行につきましては、この法律によります見返資金の出資ができますので尙従前の例によるとありまして、この方が債券発行の幅が広いのでございます。

○木内四郎君 只今お話の現に発行しているというところは、現在発行した債券を持つておるといふことですか。最近発行しておるといふことですか。現在発行しておると言へば勸銀もその中に入りはしないですか。

○政府委員(舟山正吉君) 従来債券を発行しておりました銀行、金庫があるものでありますが、二十三年の再建整備計画におきまして、勸銀、北拓、農中、商中の四金融機関におきましては債券発行を停止しております。興銀におきましては再建整備後はむしろ預金の方を制限いたしまして、債券発行を主たる業務といたしておるわけでございまして。ここに現に債券を発行しているというものは、現在も新規債券の発行をしておるといふ意味でございます。

○米倉龍也君 この法案では、一般銀行にもこのことのできるようなことになるわけですが、勿論特殊銀行が一般銀行になるのですから当然ですが、今現に一般銀行として業務を行なつておる銀行に対する予想はつかないのです。ようか。そういう銀行にもこういうものは発行できるような予想でありますか。

○政府委員(舟山正吉君) この法案の

規定によりまして自己資本の二十倍に預金がすでに達しております所は、債券の発行余力はございません。今仰せになりましたような普通の銀行は皆預金があり資本の二十倍以上に達しております。増資でもいたしません限り債券発行の余地がないわけでございます。然らば見返資金の出資を受けて増資をする、或いは自己増資をいたしましてまで債券を発行する希望があるか、申し出があるかと申しますと、只今のところ申し出がないのでござい

す。

○米倉龍也君 只今のお話で、結局普通銀行は預金を集めることの方が本務であり又それが本則でありますので、当然預金を集めればこの法律が適用されない、適用される範囲がないわけですね。それは普通銀行もそうでありまして、農林中央金庫も一方に預金を集めるわけでありまして、預金を集めれば集めるほどこの法律による債券発行限度は縮まるわけですが、この点の調整というものをどういふふうにお考えになりますか。

○政府委員(舟山正吉君) 債券を自己資本の何倍に限るという思想は、これらの対外債務に対する保証といたしまして一定率以上の自己資本を持つてお

らなきやならんという思想でござい

ます。従つて預金という対外債務が非常に殖えますと、この法律の規定によりまして、預金の増加そのものは制限を受けませんが、債券発行の余地がなく

なるわけでございます。農林中央金庫におきましては実はその点に問題がある

のでございまして、只今食糧管理特別会計から特殊な預金を預つてお

す。これを計算に入れますと相当の増

資をいたさなければ債券発行余力が極めて少くなるという事態でござい

ます。これは自己増資を予定されてお

るもので、実は自己増資を予定されてお

るもので、実は自己増資を予定されてお

るもので、実は自己増資を予定されてお

るもので、実は自己増資を予定されてお

るもので、実は自己増資を予定されてお

るもので、実は自己増資を予定されてお

るもので、実は自己増資を予定されてお

るもので、実は自己増資を予定されてお

るもので、実は自己増資を予定されてお

るもので、実は自己増資を予定されてお

しておりまして、別箇の政令がござい
ますので、それを改正すれば外の銀行
並みに扱いはできることになつており
ます。他の金融機関につきまして、こ
こにございまず金融機関につきまして
は、それ〴〵法律に謳つてございまず
ので、その規定を排除しなければなら
ませんが、農中については政令の改正
で行けることに相成ります。扱いを別
にしておるわけではございまずせん。

〇九鬼紋十郎君 この法律によりま
す、債券の発行した場合と言ひま
す、それが二十倍となつておるの
が二十倍とした理由をお聞きしたいこ
とと、寧ろこの際一層拡大して三十倍
ということにした方が、非常に金融が
梗塞しておる時代に十分な金融ができ
ると考へておりますか、この点につ
きまして御意見を承りたい。

〇政府委員(舟山正吉君) 債券及び預
金の残高を自己資本の二十倍にする
という考へ方は、言ひ換へますれば対外
債務に對して五〇の自己資本を持つて
おらなければならぬということござ
います。これが対外債務の保証になる
という考へ方でありまして、実はこれ
を五〇でよろしいのか、何パーセントが
適當であるのかという点は、必ずしも理
論的に導き出される問題ではござい
ません。現在の日本の銀行の大部分は三
内外であつたかと思ふのでござい
ますが、これに對してはできるだけ自己
資本の割合を多くしろという考へ方
があるわけではございまず。ここでは一
応この五〇という考へ方、これを裏か
から見まして、自己資本の二十倍までは
債券、預金を保有できる。但し預金は
二十倍を超えてもよろしい、こういう
考へ方になつておるのでございまず。

これと合せて考へなければなりません
ことは、現在の各特殊銀行に對する債
券発行限度でございまず。資本金の何
倍になつておるかと言ひましますと、勸業
銀行法は二十倍、興業銀行につきまし
ては特例法を以ちまして本法では十
倍の二十倍にしてございまず。それから
北拓におきましては十五倍、農中、商
中においては十倍ということになつて
おります。但しこれは債券発行限度で
ございまず。預金を含まないことは
勿論でございまず。倍数を殖やします
ことは、増資という手續が要らずに債
券発行を殖やしまして資金調達ができ
るので、便利なことであると思ふの
でございまずが、大体先程申しまし
たようなこともございまして、二十倍で
なければならぬという理論付けは別に
できないわけではございまずが、現在に
おいてはこの程度が適當であるとい
う結論に至つたわけではございまず。

〇九鬼紋十郎君 尙この法律によりま
して一般の普通銀行と、地方銀行とい
つたものに對しても見返資金を出資、
或いはそれに對して債券を発行する
という構想は持つていらつしやる
のですか。その点についてお伺ひいた
します。

〇政府委員(舟山正吉君) ちよつと御
質問の御趣旨が分りかねますので、恐
縮でございまずが……
〇九鬼紋十郎君 具体的に、例えば、
恐らくこれについては勸業銀行とか、
北海道拓殖銀行とか、そういったもの
を對象にしてあると思ひますが、一般
の普通銀行にも將來及ぼすというよう
な意向はないのですか。

〇政府委員(舟山正吉君) 先程も申上
げましたように、旧特殊銀行以外のもの

のにつきましては、現在の資本金では
債券発行余力を生じないと思ひます。
併し見返資金による出資は旧特殊銀行
に限るということを考えておるので
ございまず。その他の一般銀行
におきましては若し希望があれば見返
資金の出資というものを考へなければ
ならぬものと思へておるのでござい
まず。

〇油井賢太郎君 この法案の趣旨の、
二十倍に相當するまで債券を発行して
もよいという点ですが、預金が多い銀
行は債券発行の余地は少いわけであ
るが、預金が多いということは結局その
銀行の信用があるということに見られ
るのが通常と思ひます。その信用の
ある銀行が債券発行できなくて、比較
的信用の薄いところがある計債券が発
行できる制度というのではございまず
ちよつとおかしいのではないかと、この
点はどういうふうにお考へになります
か。

〇政府委員(舟山正吉君) この法案の
趣旨におきましては、預金と債券とを
同じ性質のものであるというふうにと
考へまして、預金、債券を込みにい
まして、大体その天井を抑えるとい
う考へ方ではございまず。この法律によ
りまして銀行は債券発行もできるし、預
金を集めることもできるものでござい
ますが、併しその間の非常な分業が行
なされて、預金吸収の非常に成績の
著るものは主として預金で營業をや
つて行くということになつて参りまし
て、又債券発行に重点を置いて参
りますと、預金の方の吸収というものは
比較的第二次的になりまして、債券
発行に重点が置かれるというふうな
業になると考へますので、これで自然

に銀行の業務は落着くところに落着
いて参ると考へられる次第でござい
ます。

〇油井賢太郎君 それは第四條で、債
券の借換をするために……前の條
項によらないで債券を発行することが
できるとありますが、これは利率の関
係かなかなか銀行の都合のいいように
一方的に借換ができるということなの
でしようか。

〇政府委員(舟山正吉君) 仰せの通り
であります。

〇油井賢太郎君 その次に第六條で、
この債券の発行は無記名が原則です
が、今度富裕税が創設されますと、無
記名で発行しても結局記名式と同じよ
うな効果を及ぼすことになるので
が、將來は記名式にでも変更するよう
な考へでもあるのですか。

〇政府委員(舟山正吉君) 金融債券の
発行につきましては無記名が從來慣習
でございまずしたが、別途税法の観点か
ら無記名債券につきましても強制登録
ということになりますならば、これも
同じ扱を受けまして税法の適用を受け
るということになりますのでござい
ます。今後そういうことになりましたとき
は、無記名式が廢りまして、記名式に
なるかどうかというふうな問題につ
きましては、これは自然の成行に委せて
然るべき問題であらうと考へておりま
す。

〇油井賢太郎君 それに関連して預金
でも、債券でも今まで無記名で、いわ
ゆる預金者なり債券を購買する人の便
利を図つておつたのを、どういうわけ
で富裕税の関係で記名式になるのか
こういう制度を廢止されることになる

のですか、もう預金は十分であつて徹
底的に預金者の氏名を明らかにした方
がいいというふうな段階まで日本は立
至つておるのですか、その点を伺いま
す。

〇政府委員(舟山正吉君) 戦争のため
に從來の資本蓄積が破壊されまして、
新規の資本蓄積が困難であるという時
期におきましてはそれらの観点から見
ますと、是非從來の無記名債券な
り無記名預金などの制度を存続して貰
いたい。そのためには税法上の考へ方
から若干例外を認めるといふことも止
むを得ないのではないかと考へて
あるものでございまず。即ち資本蓄積
が大事か、或いは税法通り税法の理論
を一貫する方がいかにということにつ
きましては、税法上の一貫を強いて通
すことが適當であらうという考へ方に
なつておるのでございまずが、尙無記
名預金の取扱、或いは無記名債券の取
扱方については現在いろいろ意見も
あるように聞いております。或いはこ
れは税の当局からお聞き取り願つた方
が宜しいのではないかと存じます。

〇油井賢太郎君 銀行局長として
そういうふうな預金や何かに對しては
今までのような特例がなくても現金を
隠匿するといふような虞れはもうない
というふうな考へておられるのです
か。その点はどうなんですか。

〇政府委員(舟山正吉君) 長い間銀行
預金、それから無記名債券につきまし
ては税法上若干のゆとりを以て運用さ
れて参りましたので、過渡のときに當
りましては相當の混乱も起るのではな
いか、又その時期にはそのために資金
の蓄積が破壊されるというふうなこ
とになりやしないかというふうな懸念

もあるのをごいまして、金額の方面から見ますと、こういうような措置は今暫く時期を見るべきではないかという見解を持っております。

○油井賢太郎君 それから第十條、第一項の終りの方に「いづれか低い方の金額に達するまでの金額を、準備金として積み立てなければならぬ」とあります。この低い金額に達するまでは十四頁の十四條の第一項にも又別の文句があるんですが、これは「いづれか低い方の金額を下らない金額を準備金として積み立てなければならぬ」というような文句がある。これは達するまででなく下らないという方が正しいのではないでしようか、これは字句の問題ですが、その間に何ら差違はないでしようか。

○政府委員(舟山正吉君) 只今お尋ねの点は尙調へまして、後程お答えいたします。

○油井賢太郎君 それではそれはあとで……。それから見返資金で以て債券が発行された場合にも、この場合もな

らぬで、見返資金から金を借りたいということは、それだけ二十倍の債券発行の基礎にこの分もなるとい意味です。

○政府委員(舟山正吉君) さようでございます。

○油井賢太郎君 次に十一頁の第十三條ですが、「優先株式に対して優先株式消却計画に定める割合」ということが書いてあるのですが、この割合は大体何%が普通標準とされる御予定

です。

○政府委員(舟山正吉君) 優先株式に対する配当は、これは他の私企業に對しまして見返資金が投資せられており

ます場合の利率と同じに扱う等でございます。現在、このところ私企業に對する見返資金の投資は七分五厘を取っておりますので、差当つては七分五厘となる見込でございます。

○油井賢太郎君 それから、この優先株の株主というものは、原則として国家でやつて、一般民間人は持つてないわけですね。

○政府委員(舟山正吉君) さようでございます。

○油井賢太郎君 それがつきりして

いれたいのです。それから第十四條の第二項に「優先配当割合に達するまでの金額の配当への充当」ということが書いてありますが、この割合というのは現実に具体的に言うと、どうい

ことを表すんです。

○政府委員(舟山正吉君) この優先配当割合というのは、十二頁の第一行にございまして、定義がございまして、「優先株式に対して優先株式消却計画に定める割合」これを意味して

るのでございまして。十二頁の第一行でございまして。

○委員長(櫻内辰郎君) 外に御質疑はございせんか。

○九鬼紋十郎君 ちよつとお尋ねした

いのですが、勸業銀行、興業銀行、そ

ういつたもの、不動産関係の貸付とい

うことが新聞に発表されておりました

が、あれにつきまして御説明願いた

い。

○政府委員(舟山正吉君) 最近特に昨

年復興金融庫の機能が停止せられま

してから、長期資金の供給が、或いは興

業銀行その他の株式の自己募集、或

いは社債というふうな範囲に限られま

して、長期資金の供給が円滑を欠いて

おる点が指摘せられておるのでござい

ます。それでこの法律は、主として長

期資金融通の円滑化を図るというた

めに銀行に債券発行を認めるのであり

ますが、勸業銀行に流した資金とい

うものは、主として不動産金融に充

せられるであろうという期待を持つて

おる次第であります。即ち従来勸業銀

行におきましては長期資金を扱つて

おりました。それは中小の事業金融も

やつておつたのでございまして。先

ずこの際率先して勸業銀行に見返資金の出資もなし、長期資金を扱ふことになりましては、この従来やつておりました勸業銀行の機能を一つ復活して貰いたい。こういう思想に基くものでございまして、別に不動産金融に限るといふことは考へておりませんけれども、勸業銀行はおのずからそれらの方面に特色を発揮するであろうという期待を持つておるわけでございます。

○九鬼紋十郎君 大体その方針で進ま

れるのはいつ頃になるのですか。

○政府委員(舟山正吉君) この法案が

通り次第別途株主總會を開きまして、

所要の法律的手続をいたしました後に

債券発行をすることになるのであります

して、まあ五月六月の頃には債券の発

行も可能ではないが、又現下の情勢に

鑑みましてできるだけ早く債券を発行

できるようにいたしたいと考へておる

次第でございますが、併しこの法案の

成立を待ちませう現在におきまして

も、政府国庫資金の余裕金を鑿ぎ資金

として、二十億勸銀には預託してある

ような次第でございます。これを以て

現在でもすでに勸業銀行あたりには長

期資金の借入申込が殺到しておるとい

うことを聞いておりますので、もう差

支ないものはすでに所要の資金を出し

ておることと考えております。

○油井賢太郎君 見返資金は一体どの

くらいの限度でどのくらいの時期を以

て放出される予定になつていますか。

○政府委員(舟山正吉君) 見返資金を

以て優先株を持ちます総額は、先程も

申し上げましたが、二十五年中五十二

億を予定しております。これは興業銀

行十五億、勸業銀行十億、北拓が七億、

農中二十億、商中が五億でございます

して、これは年度初めに一時にそれ

／＼出資したいと考へております。こ

の資金の放出につきましては、関係方

面へその許可を求めておるところであ

ります。

○油井賢太郎君 この利率はどうなん

です。

○政府委員(舟山正吉君) 利率は七分

五厘と予定されております。併しこれ

は見返資金の私企業投資一般の支出が

下げられて参りますならば、これもそ

れに應じて下げられることは勿論でござい

ます。

○油井賢太郎君 そろそろと、いわ

ゆる地方銀行で以てこの制度を活用し

たいという場合には、今々ではその制

度は利用できないということになりま

す。

○政府委員(舟山正吉君) 現在のところ

希望のあります銀行の分だけ見返資

金の放出を求めているのであります

で、その他に尙見返資金の出資を求め

る銀行が出て参りますれば、追加して

要請いたすのであります。現在は三特

殊銀行及び二金庫しか見返資金の出資

を要請して参つておらないのであり

ます。従つてその五金融機関に対する分

だけを取敢ず要請しておるわけござ

いまして、その他にも希望が出て来れ

ば、追加して放出を求めるといふ手続

になるのであります。

○九鬼紋十郎君 只今のお話は希望に

よつて追加してどの銀行においても相

当見返資金の方との連絡を取るとい

うお話だつたのですが、実は地方銀行

で、或る銀行なんですが、ちよつと大

蔵省の方と連絡して見たところ、やは

り一般市中銀行ではそういったこと

は、この際する意向がないというよう

なことを聞かされて来て締めたので

すが、そういったことはやはり希望が

あればやつて頂けることになつてお

るのですか。

○政府委員(舟山正吉君) 見返資金の

出資を旧特殊銀行に限る意思はないの

であります。銀行によりましては、

銀行からの希望がありますれば、

「委員長退席、理事黒田英雄君委

員長席に著く」

これは書類を整えて関係方面へ要請

するといふ方針でやつております。但

しその際には、この法律の規定にもご

ざいまして、優先株式消却計画書とい

うものを作りまして、許可を得な

ければならぬのであります。それにつ

いては、その銀行の債券発行能力……債券を発行いたすとして

も、現実に債券が消化せられるかどう

か、それから又長期金融を扱うのに適

当であるかどうかということが十分審

査されることと考へております。

○平沼勲太郎君 今までの日本の銀行は

長期資金と、それから短期資金をやつ

て、債権の關係が明瞭になつていま

すが、長期資金が非常に不十分だとい

うことからこの法律案を出されて、

だけを取敢ず要請しておるわけござ

いまして、その他にも希望が出て来れ

ば、追加して放出を求めるといふ手続

になるのであります。

○九鬼紋十郎君 只今のお話は希望に

よつて追加してどの銀行においても相

当見返資金の方との連絡を取るとい

うお話だつたのですが、実は地方銀行

で、或る銀行なんですが、ちよつと大

蔵省の方と連絡して見たところ、やは

り一般市中銀行ではそういったこと

は、この際する意向がないというよう

なことを聞かされて来て締めたので

すが、そういったことはやはり希望が

あればやつて頂けることになつてお

るのですか。

○政府委員(舟山正吉君) 見返資金の

出資を旧特殊銀行に限る意思はないの

であります。銀行によりましては、

銀行からの希望がありますれば、

「委員長退席、理事黒田英雄君委

員長席に著く」

これは書類を整えて関係方面へ要請

するといふ方針でやつております。但

しその際には、この法律の規定にもご

ざいまして、優先株式消却計画書とい

うものを作りまして、許可を得な

ければならぬのであります。それにつ

両者一体となるというふうな御説明であります。この両者一体となつた以上、これは公平にやつて頂かなければならぬと思つてあります。何故に勸銀、興銀その他一部だけにこの法律に対して非常な便宜を與えるか、他の銀行にはそれだけ便宜を與えない方針を採るか。今いろいろ御説明を頂きました点ではまだ不明瞭な点があります。例えば、それならば勸銀あたりを、一般の預金を吸収するという事をなせおやりになるのかという疑問もありません。それでどういふふうな中央の特種銀行が特別の恩典によつて債券発行もできる、従つて債券発行も或る程度まで政府資金で賄うというふうなお話で、一般公衆をしなくとも一時賄うことができるというふうなことでありますけれども、それが一体全体中小工業全部に均霑するかどうか。全国にあり、又東京にあるところの一般の銀行が現在長期資金化しつゝあります。中小企業に金を出す、潰れそうになくとも、金があつても差支ないから出すというふうなことで、長期資金貸付がある現状です。常に普通預金をその方に廻していただければならないような経済情勢にあるのでございますから、それに対して、一般銀行は細かく小さな本場の中小工業者に対しても非常に便宜を圖つてこの長期資金を賄つてゐる。中小企業と密接な關係を持つてゐます。その銀行に一体全体長期資金のいろいろな御便宜をどうしてお計らい下さらないのか。勸銀その他大きい銀行でありますれば、それは何十億、何百億という金を出すかも知れませんが、けれども、決してこれは細かい方面に相当浸透しないと思ひます。そういうふうなことから考えまして、少し偏頗な法律じやないかというふうな感じがします。一時停止されて、非常に長期資金が混乱しています以上、便法として一部のお話でありますけれども、今またたからお話があつたように、一般銀行は本場に少いという話である。債券を發行しても、その債券を日本銀行で再割をしないというお話を承つております。先ず他のところを抑えるという面が見えておるのですが、そういうふうな面について、實際金融機關でどういふ法律で固めることになりまして、公平な御処置の法案でもないようにも見受けられますが、それに対して局長さんの御意見を伺ひたいと思ひます。

○政府委員(舟山正吉君) 従来の銀行制度に対する考え方は銀行というものは短期商業金融を扱うものに限ることにいたしました。反面債券発行銀行並びに債券發行会社というものを認めまして、長期資金を賄う金融機關を別の系統で扱えるという考えでおつたのでございます。最近におきまして、その考え方に一大転換がございまして、この債券と預金とは、その債務の長短と期間の長短というものはあるのではありませんが、これを同列に置いて、銀行というものは預金を集めることもできるし、又債券を發行することもできるという扱いにしたのであります。それがこの法律の趣旨でございます。これは成程實際問題について考えますと、従来の銀行の行き方、銀行の現状というふうなことからいふ……現状というふうなことから割出して、結

論的にはいろいろ違つた差違が出て来るのであります。法律の上の建前から申しますと、実は銀行をすべて同列に扱つてゐるわけでありまして、そのために、従来の特種銀行と言われておりましたものも、別途の特種銀行を廢止する法律によりまして普通銀行に直してしまふということになるのでございまして、その点は全く全部の銀行を同じ扱いにしているのでございます。ただ實際問題としていたしましては、最近長期資金を供給しなければならぬに、この極くすべての銀行に対して債券の發行を認めて見ても、直ちに効果が見えない、債券を發行し消化するにについては、やはり相当大規模の銀行でないと、信用も不十分についておらんとしたような面もありまして、取敢えず旧特種銀行について見返資金を放出し、従つて債券の發行を可能ならしむるようになつてしまつて、これらをして長期資金を担當せしめることになつた次第でございます。併しこれは、只今も申上げましたようにその他の銀行について債券發行を禁止してしまふというのではなく、むしろ外の銀行についても債券發行の途が開けたのであります。ただ現在は自己資本と貯金なり預金なりとの比率の制約がございまして、現在他の銀行は殆ど全部債券發行の余力がないということにどうしてなるのであります。併しこの債券發行の形式につきましても、無記名のものである、売出發行のものも認めるというふうなふうになつておりますので、将来一般銀行におきまして、若し自己資本が増加いたしましたら、債券發行余力というものが出て参りますれば、この債券を發行できるの

であります。但しこの場合の債券と申しますのは、必ずしも多額募集できないのであります。いわばこの預金貯金共入れて、簡易な形における債券などを考へて見ますれば、これは十分に發行し消化して行く見込みも立つと思ふのであります。一般銀行もその法律の規定によつて利便を得ることは少なくないと思ひます。ただ現在のところの自己資本が少い。ただ現在のところの自己資本が少い。ために債券發行の余力がない。然らばこれに対して見返資金を以て出資をして貰うことができるかどうかという点になります。見返資金はなかなか簡単に出来ないという事情がございす。併し考え方は以上申上げたような次第でございます。

○平沼彌太郎君 御説明でよく分りましたのであります。これは特殊な、今特定されている五つ、六つの機關として、自己資金は債券發行には考へていないと思ひます。一般銀行も増資することは、現在の経済状態困難なものであります。そうしますと、どつちみちどの銀行でも増資をし、そうして見返資金によつて一部をやり、一部は自己資金ができれば債券發行を許してやるというお話は、現在の長期資金が非常な問題になつておるときに、余りに一方的過ぎたやり方じやないか、なぜ一般銀行にも同時に見返資金……若し四十億見返資金が許されたならば、それを均霑して希望のところへやらせないのかという事は、これは法律の上から言つて当然要求していい條文になつております。その点自己資金を地方銀行は現在預金と資本金のバランスが取れないから、当然地方銀行は増資できないから当然だめだ

というふうにお考へになつておいでになるような御説明のようでありまして、この点もう一遍、公平にできるかどうか、直ちに見返資金の或るものに対して、一般に均霑して、増資を銀行にさせて、そして債券發行の段取りに早く見て行くというふうなお考へは公平におありになるのか、その点をお聴きしたい。

○政府委員(舟山正吉君) 先程の御質問で、旧特種銀行以外に見返資金から優先株式への出資をして貰いたいという御希望の申し出があつたが断られたようなことを伺ひましたが、私はそれは聞いておりませんので、むしろ銀行一般にいたしましては特に見返資金の出資等は希望しないというふう聞いておるのでございます。併し見返資金の出資は旧特種銀行に限るという問題につきましては、その特殊銀行をなくならす精神にも背馳するという観点から、むしろそういうことによつていけないのじやないか、従つてその他の銀行につきましては、そういう御希望があれば、これは当局におきまして取上げて十分審理する必要があるのではないか、という考を私は申上げて置きます。

○油井賢太郎君 先程御説明のうちで、見返資金が五十二億という結果が分つたのであります。この提案理由説明には五百二十億、大体十倍しか債券を見ていないのであります。これは原則として二十倍までは可能性があるわけ、この五百二十億というのは、これだけしか許可しないという意味でありますか、もつとこれよりも殖える可能性はあるのですか。この二十倍

と申しますのは、自己資本に対して二十倍まで預金及び債券を持つことができる。但し預金は制限がございせんが、つまり預金と債券と合して自己資本に対して一定の比率を設けるという趣旨でございせん。従つて自己増資の予定分を合せまして、この五つの金融機関の資本金の総額は九十億になります。現在普通株式でこの増資分を含めまして普通株式が三十八億、優先株式が五十二億予定されて、合計九十億になります。これの二十倍のうち預金残高を引いたものが債券発行余力になります。それでそれはお手許に配りまして参考資料の第一表にございせんが、二十六年三月末の状況を一応想像いたして見たのでありますが、それまでには申すまでもなく、預金も増加する見込を立てております。そうしますと債券発行余力は、この右下の隅の方に出ておりますように、六百五十億ばかりになるのでありますが、そのうち来年年度の発行見込を五百二十八億と見たわけでございせん。

○油井賢太郎君 この機会にちよつと銀行局長にお尋ねしたいのですが、銀行では最近滞り貸準備金というものを相当重きを置いて準備する傾向は誠に結構だと思つております。こういうふうなデフレ傾向のときには、相当貸出先においても或いは倒産というようなことも考えられる時代に、やはり滞り貸準備金を十分に置くということは必要だと思ひます。それに対しては政府では、今度の税制改革によつても、別にその準備金に対しては普通一般の積立金と差違を設けないで、やはりこれに対して積立金として税金を取つておるといふ形になるのですが、こうい

うふうなやり方は現在の日本のいわゆる金融界の安全性という立場から言つて不合理ではないか。こう思われるのですが、局長からお考えになつて、この点は何と突込まれて先方と交渉されて、無税にされるというふうなことをお考えにならなかつたか。この点一つお尋ねいたします。

○政府委員(舟山正吉君) 只今のような経済界の変化の激しいときにおきましては、銀行の貸倒れ準備金の必要は極めて緊要でございせんので、これは主税当局と話しまして、これを認めて貰ふことに意見は一致しております。今度の税制改正の法案には盛り込まず、政令で解決ができるように聞いておりますので、具体的にその額をどれだけにするかということも、従来も折衝して参りましたのでありますが、大体貸付残高の百分の二を最高限度としたしまして、毎期、毎事業年度一定の基準を設けまして、無税積立ができる扱いとなる見込でございせん。

○油井賢太郎君 今の百分の二というのはあれですか、毎半期ごと平均貸出残高の百分の二を積立てて行くという事で、最高百分の二じやないのですか。

金者に取つても銀行に対する信頼の度を高めるし、又経済界にどういうトラブルが起きても、それに対処して金融界が処して行くということになりませんか。

○政府委員(舟山正吉君) 百分の二の限度は私共必ずしも満足しておらないのでありますが、言い換えれば金融界の立場からはこれができるだけ多い方がよろしいということになるかと思ひますが、併し実際問題として考えますと、その最高限度を幾らに定めるかというよりも、差当つては毎期どれだけ積立金に繰入れることができるかというところの方が大事であるかと思うので、そちらの方に力を入れて交渉しておるような次第でございせん。

○米倉龍也君 この見返資金の活用について、この際ですからちよつとお尋ねしたいのですが、今まで見返資金が各方面に要求されてしまつて、そのうち大きな企業なり、或いは最近中小企業方面にも相当出て来ているようですが、農林水産の方への見返資金の活用ということが殆んど実行されておらないと思ひます。そういうことから見ますと、それをもちと可能にするための方法が今度のこの法案に盛り込まれており、これによつて行われると私は非常に期待をするのでありますけれども、大体今まで農林水産方面への見返資金を出すというふうなことを決めて、予定して、それによつていふ計画をさせておいて、而も最後に行つてそのことが実行できない、例へて見れば昨年度の農林水産方面への二十七億かの見返資金の方から融通計画が立てられて、而もそのうちすでに地方では実施して今日困つて

ある問題があるのであります。例へば、例の諸の貯蔵の倉庫問題などはその最も著しいもので、中途いゝな関係で、計画したときのような建設はできなかったものでありますからして、総額から申しますれば随分少いものであると思ひます。併し地方では見返資金から割当てられたキューリング倉庫の借入れを予定して倉庫を作り、今日の諸の貯蔵をしておるのであります、その資金の融通が今以て決定されないう。聞けば到底見返資金からはだめだらうという結論のようでありまして、二十七億の見返資金のうちキューリング倉庫に対して五億というふうな予定をされて、今申しました計画が遂行されたのであります。その結果をどういふふうになるか。現在農村の協同組合等がその方へ予定を以て本年からの資金をその方へ融通されたいとすれば、それだけ金融の上に大きな圧迫を受けて、今日でも将来の不安を抱いておる組合が相当あるのであります。こういうふうなことにしても、もうすでに計画をし実施をさせて、そうして資金が来ないというふうなことにいつては、これはやはり当局が何らかの措置を採つて責任を果して頂かなければならぬのじやないかと思ひます。私共は今度の法案につきましては非常に期待をするものでありますけれども、どうも見返資金の問題は、政府がお考えになつており又当初関係方面と御相談があつたことが、そのまゝ実現されないやうな……一休いともそういうふうなことになる易いのであります。今度の法案に対しては期待を持つておりながら一抹の不安を持つやうな……今日までの経過はそう思うので

ありますが、是非これは計画を遂行するやうに御努力を願ふと共に、すでに計画を発表し、地方にそういうことを実施させたものについての跡始末については責任を一つ果して頂きたいと思ひますので、御心配を願ひたいと思ひます。例のキューリング倉庫の資金の問題については局長さんの方でお知りでありますか。これは農林省関係でありますからして、農林省の方では随分その方面の関係の方から要求をしておるのであります。お知りでありましてならば一つ何らかの方途を、他の資金の融通によりまして可宜しいのであります。御心配を願ひたいと思ひます。

○政府委員(舟山正吉君) 二十四年度におきまして見返資金が農林関係の方へ殆んど出なかつたというところは甚だ遺憾であつたと考える次第でございせんが、察しますると、農林関係の必要需要は比較的小口でありますので、審査に手間取り、それが途中におきましては農林中金を経由して、農林中金に一括して出さうという構想も立てられたのでありますが、それが中から金から個別に出さうという構想も立てられたのでありますが、それもいろいろの理由から沙汰止みになつてしまつたというところは残念なことであつたと思ひます。併し見返資金全般の扱いを見ますと、それに似たやうな事情も多い。即ち小口の借入申込先については調査その他に非常に手数と時間がかかる。或いは結局確実であるという心証が得られなかつたといつたやうなことがありますので、そこで見返資金を何とか一括して有効に使ふことはないかというところが考えられたやうであります。その必要に迫られて今年

度にはこの見返資金による銀行優先株式への出資ということが出て参つたのでございまして、これでありまして、銀行には相当なまとつた金額のものが比較的容易に出る、これを基礎としたしまして何倍かの債券発行をする、そしてその後の貸付は当該銀行がいたすということになるのでありまして、従つて来年度におきましてこれが実現いたしますと、今度は農林中金といった資金を自分の裁量によつて適当に運用できるということになりまして、御要望のような点も相当充足できるのではないかと考えておる次第であります。見返資金の運用につきましては、改善すべき幾多の点があると思ひますが、それもこの改善策の一つであらうと思ひまして、その成果に期待しておるようなわけでございまして、

○米倉龍也君 昨年度の計画によつて実施されました結果、それを何とか御処置ができたのでしょうか、預金部資金というふうなことで……何れでもいいのですが、

○政府委員(舟山正吉君) そういうふうな問題の大きな処理方針は、政治的な問題にもなるかと存じますが、中金から見ましてその営業方針にも合致するといつたものは、中金において適当に考えられると思ひます。

○理事(黒田英雄君) 他に御質疑ございませんでしょうか。

○平沼彌太郎君 ちよつとお伺ひしますが、先程お話が伺つてなかつたのですが、日本勧業銀行に対しての一般預金の吸収が、今度債券発行ができるというふうな情勢に対して、多少地方の支店を減らしそうして公正を図るとい

うお話もちやつと伺つたこともありすが、これに対して……

○政府委員(舟山正吉君) 勧業銀行は最近におきまして、やはり銀行として全力を挙げてその経営をやつておつたわけでありますが、この度債券発行ができることになり、不動産金融も非常な力を入れて貰わなければならぬというふうな事になりましたについては、勧業銀行のうち相当にありますが店の中で、必要でないと思われるものは地方銀行に移譲する等の勧奨もいたした。勧業銀行が従来は預金吸収の見地を以て機能を持つておつたのでありますが、これらは地方銀行分野の調整をすることが適当であらうというふうに考えて、必要に応じて指導して参りたいと思ひます。

○平沼彌太郎君 もう一つお伺ひしますが、長期資金が非常に不円滑なために、一般銀行が非常な長期資金に対して奉仕しております。これは若しこれによつて特殊の銀行に肩替りして貰うことにして、普通銀行は普通銀行の短期資金の方面に進むことができませんか。

○政府委員(舟山正吉君) 銀行間の債券の肩替りにつきましては、それら銀行間における取引の問題として御処理を願うのが本則であると考えております。只今、先程も申し上げましたように、普通銀行も一般銀行も、この法律の規定によりまして、余力さえ生ずれば債券を発行することができるとになりますので、長期貸付と、長期資金と見合すという措置も可能となる、銀行の経営も合理化されるのではないかと考えております。又勧業銀行の問題につきましては、勧業銀行当局も地方

銀行を利用する代理貸付ということを考えておるようでありまして、当局におきまして、それは至極結構なことであると認めまして、これを奨励して参る方針でございます。即ち勧業銀行が地方で債券を発行いたしました、資金を集めてその中の何割かは当該地方の地方銀行に代理貸付金として渡しまして、代理貸付をやつて貰うというふうによりまして、地方から資金を吸い上げつ放しになるという弊を除く構想でございます。至極結構なことと考えておるのでございまして。

○平沼彌太郎君 もう一つお伺ひしますが、この地方銀行、即ち一般銀行としましては、信用上困難のようにも見えるのではあります、併し長期資金は一般に細かく出す必要が有りますので、どの銀行もその必要を感じておるのであります。そういう場合に、これは突飛なことですが、一般銀行間で協力してシンジケート的に債券を応募する、そして各銀行で細かくそれを募集したり、利用したりすることができるようにして信用を高めて共同責任にするというふうな恰好にして、この中小企業を救つていくというふうな構想のようなことについては、何かお考えございませんでしょうか。

○政府委員(舟山正吉君) シンジケートのようなものを作ることににつきましては、或いはこれは研究が不十分でございまして、独占禁止の立場から銀行が共同の同じ目的に向つて共同の仕事をするというふうなことが許されるかどうか、その点が問題となると思ひますが、尚研究したいと思つております。

ます。尚この銀行の債券発行につきまして、先程も申し上げましたように、特に当局の認可があるわけでもない、それぞれ比較的少額の債券を小規模に出すということとは、地方銀行においてできることではありますので、活用する面は相当あるのではないかと考えておるのでございまして。

○理事(黒田英雄君) 銀行等の債券発行等に関する法律案につきましてはこの程度にいたして、次に日本勧業銀行法等を廃止する法律案について御質疑をお願いいたします。

この程度で本日は散会にいたします。

午後三時五十六分散会
出席者は左の通り。

委員長 櫻内 辰郎君

委員 黒田 英雄君
伊藤 保平君
九鬼 紋十郎君

森下 政一君
西川 甚五郎君
平沼 彌太郎君
木内 四郎君
油井 賢太郎君
小宮 山常吉君
藤井 丙午君
米倉 龍也君

國務大臣 本多 市郎君
政府委員 大蔵事務次官 水田 三喜男君
大蔵事務官 (主税局長) 平田 敬一郎君
大蔵事務官 (銀行局長) 舟山 正吉君

大蔵事務官 (主計局長) 佐藤 一郎君
法規課長 林野 庁長官 横川 信夫君
地方自治庁次長 荻田 保君
説明員 農林技官 佐木 義夫君
農林事務官 濱田 正君
農林事務官 (林野庁業務部長) 正君
部事務課長 中平 榮利君
造幣 東京支庁長

三月二十四日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。
国税徴収法の一部を改正する法律案

法律案 国税徴収法の一部を改正する法律案
国税徴収法の一部を改正する法律案
国税徴収法(明治三十年法律第二十一号)の一部を次のように改正する。

第二條を次のように改める。
第二條 国税並其ノ督促手数料及滞納処分費ハ總テノ他ノ公課(地方税並其ノ督促手数料、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金、延滞金、延滞加算金及滞納処分費(以下地方公共団体ノ徴収金ト謂フ)ヲ除ク以下本條中同ジ)及債権ニ先チテ之ヲ徴収ス
国税滞納ニ因リ財産ヲ差押ヲ爲シタル場合ニ於テハ当該財産ノ価加ヲ限度トシ其ノ差押ニ係ル国税並其ノ督促手数料及滞納処分費ハ地方公共団体ノ徴収金ニ先チテ之ヲ徴収ス
納税人公課ノ滞納ニ因リ滞納処分

ヲ受ケタルトキ、強制執行ヲ受ケタルトキ、競売ノ開始アリタルトキ又ハ破産ノ宣告ヲ受ケタルトキニ於テ收税官吏ガ当該行政機関、公共団体、執行裁判所、執達吏、強制管理人又ハ破産管財人ニ対シ交付ヲ求メタル国税並其ノ督促手数料及滞納処分費ハ此等ノ者ニ対シ交付ヲ求メタル地方公共団体ノ徴収金ニ先チテ之ヲ徴收ス

納税人地方公共団体ノ徴収金ノ滞納ニ因リ滞納処分ヲ受ケタルトキニ於テ收税官吏ガ当該地方公共団体ニ対シ交付ヲ求メタル国税並其ノ督促手数料及滞納処分費ハ当該滞納処分ニ因リ差押ヲ受ケタル財産ノ価格ノ限度トシ当該地方公共団体ノ徴収分ニ先チテ之ヲ徴收セズ

納税人公課ノ滞納ニ因リ滞納処分ヲ受ケタルトキ、強制執行ヲ受ケタルトキ、競売ノ開始アリタルトキ又ハ破産ノ宣告ヲ受ケタルトキニ於テ收税官吏ガ当該行政機関、公共団体、執行裁判所、執達吏、強制管理人又ハ破産管財人ニ対シ交付ヲ求メタル国税並其ノ督促手数料及滞納処分費ハ当該公課ノ督促手数料、延滞金及滞納処分費、強制執行費用、破産手続上ノ費用又ハ競売費用ニ先チテ之ヲ徴收セズ

国税ノ督促手数料及滞納処分費ハ国税ニ先チテ之ヲ徴收ス

第四條ノ一第二号中「府県税」ヲ「地方税」に改め、同條第五号の次の一の号を加ふる。

五ノ二 納税人ニ付相続ノ開始アリタル場合ニ於テ相続人ガ限定承認ヲ為シタルトキ

認ヲ為シタルトキ

第四條を次のように改める。

第四條ノ二 削除

第四條ノ三及び第四條ノ四中「延滞金」を削る。

第九條第三項から第五項までを次のように改める。

第一項ニ依リ督促ヲ為シタル場合ニ於テ督促状ノ指定ノ期限マデニ税金ヲ完納セザルトキハ督促状ノ指定ノ期限ノ翌日より税金納付ノ日マデノ日数ニ応ジ滞納税額（所得税法其ノ他ノ法律ニ依リ税額ニ併セ納付スベキ利子税額並税額ニ加算シテ徴收セラレルべき過少申告加算税額、過少納付加算税額、無申告加算税額、源泉徴収加算税額、輕加算税額、加算税額及重加算税額ヲ除ク以下本條中同ジ）百円ニ付一日四錢ノ割合ヲ乗ジ計算シタル金額ニ相当スル延滞加算税額ヲ當該滞納税額ノ属スル税目ノ国税トシテ滞納税額ニ加算シテ徴收ス

前項ノ場合ニ於テ滞納税額ノ一部ノ納付アリタルトキハ當該納付ノ日ノ翌日以後ノ期間ニ係ル延滞加算税額ノ計算ノ基礎トナルべき滞納税額ハ當該納付アリタル税金額ヲ控除シタル金額ニ依ル

第三項ノ延滞加算税額ハ督促状ノ指定ノ期限ヲ経過シタル時ニ於ケル滞納税額ニ対シ百分ノ五ノ割合ヲ乗ジ計算シタル金額ヲ超ユルコトヲ得ズ

延滞納税額ヲ計算スルニ當リ滞納税額ニ千円未満ノ端数アルトキハ其ノ端数ハ之ヲ切捨テ計算ス

前四項ニ依リ計算シタル延滞加算税額ノ金額ガ百円未満ナルトキハ

延滞加算税額ハ之ヲ徴收セズ

第三項ノ延滞加算税額ヲ徴收スベキ場合ニ於テ滞納者ノ納付ニ係ル税金額ハ督促状ノ指定ノ期限ヲ経過シタル時ニ於ケル滞納税額ニ達スルマデハ當該納付ニ係ル税金額ハ先ヅ當該滞納税額ニ充テラレタルモノトス

同條第六項中「前三項ニ依リ延滞金」を「第三項ノ延滞加算税額」に改める。

第十條第一号中「延滞金」を削り、「税金」の下に「延滞加算税額ヲ含ム」を加え、同條第二号中「第一号及第七号ノ場合ニ於テ」ヲ「各号（第四号ヲ除ク）ニ該當スル」に、「完納セザルトキ」を「完納セザル場合ニ於テ差押フべき財産アルトキ」に改める。

第十二條中「延滞金」を削る。

第十六條に次の一項を加ふる。

滞納者ノ受ケべき俸給、給料、賃銀、歳費、年金、恩給及賞與並此等ノ性質ヲ有スル給與ニ付テハ其ノ支拂期ニ受ケべき金額ノ中其ノ百分ノ七十五ニ相当スル金額ヲ超エザル部分ハ之ヲ差押フルコトヲ得ズ

第十七條中「延滞金」を削る。

第二十一條の次に次の一條を加ふる。

第二十一條ノ二 收税官吏ハ財産ノ差押ノ為滞納者ノ財産ヲ調査スル必要アルトキハ滞納者又ハ滞納者ノ財産ヲ占有スル第三者若ハ滞納者ノ財産ヲ占有スル認ムルニ足ル相当ノ理由アル第三者ニ対シ質問ヲ為スコトヲ得

收税官吏ハ財産ノ差押ノ為滞納者

ノ財産ヲ調査スル必要アルトキハ左ニ掲グル者ニ対シ質問ヲ為シ又ハ第一号若ハ第二号ニ掲グル者ニ付當該各号ニ掲グル債務若ハ財産ニ関スル帳簿書類若ハ第三号ニ掲グル者ニ付株式若ハ出資ニ関スル帳簿書類ヲ検査スルコトヲ得

一 滞納者ニ対シ金錢又ハ物品ノ給付ヲ為ス債務アリト認ムルニ足ル相当ノ理由アリ者

二 滞納者ヨリ財産ヲ取得シタルト認ムルニ足ル相当ノ理由アル者

三 滞納者が株主又ハ出資者タル法人

前二項ノ質問又ハ検査ノ権限ハ犯罪捜査ノ為認メラレタルモノト之ヲ解スルコトヲ得ズ

收税官吏第一項又ハ第二項ニ依リ質問又ハ検査ヲ為ストキハ其ノ身分ヲ証票スル証票ヲ示スベシ

第二十三條ノ一第二項中「延滞金」を削る。

第二十五條に次の一項を加ふる。

公売ニ付スルモ買受人ナキ物件又ハ其ノ價格見積價格ニ達セザル物件ハ其ノ見積價格ヲ下ラザル價格ヲ以テ隨意契約ニ依リ之ヲ売却スルコトヲ得

第二十七條中「公売」の下に「政府ニ依リ買上及隨意契約ヲ以テスル売却ヲ含ム」を加ふる。

第二十八條、第二十九條及び第三十一條中「延滞金」を削る。

第三章ノ二を次のように改める。

第三章ノ二 再調査、審査及訴訟

第三十一條ノ二 国税ノ賦課徴收ニ関スル処分又ハ滞納処分ニ関シ異

議アル者ハ所得税法其ノ他別ニ法律ヲ以テ定ムルモノノ外當該処分ニ係ル通知ヲ受ケタル日（當該処分ニ付通知ナキトキハ當該処分ノアリタルコトヲ知りタリ日）ヨリ一箇月以内ニ政令ノ定ムル所ニ依リ不服ノ事由ヲ記載シタル書面ヲ以テ當該処分ヲ為シタル税務署長（當該処分ヲ為シタル者が税務署ノ職員ナルトキハ當該職員ノ属スル税務署ノ税務署長）ニ対シ再調査ノ請求ヲ為スコトヲ得但シ當該処分ニ係ル調査が国税庁若ハ国税局ノ職員ニ依リ為サレタル旨ノ記載アル書面ニ依リ税務署長ヨリ當該処分ニ係ル通知ヲ受ケタル者又ハ税務署以外行政機関ノ長若ハ其ノ職員ニ依リ當該処分ヲ受ケタル者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

通信、交通其ノ他已ムヲ得ザル事由ニ因リ前項ノ期間内ニ同項ノ再調査ノ請求（以上再調査ノ請求ト謂フ）ヲ為スコト能ハザル者ニ付テハ政令ノ定ムル所ニ依リ国税庁長官又ハ税務署長ハ當該期間ヲ延長スルコトヲ得

再調査ノ請求ハ税金ノ徴収又ハ滞納処分ノ続行ヲ妨グズ但シ税務署長ハ相當ノ事由アリト認ムルトキハ税金ノ全部若ハ一部ノ徴収ヲ停止シ又ハ滞納処分ノ続行ヲ停止スルコトヲ得

税務署長ハ再調査ノ請求アリタル場合ニ於テ當該請求ノ方式又ハ手續ニ欠陥アルトキハ相當ノ期間ヲ定メ其ノ欠陥ノ補正ヲ為サシムルコトヲ得

税務署長ハ再調査ノ請求アリタル場合ニ於テ左ノ各号ノ一ニ該當ス

ルトキハ当該各号ニ定ムル決定ヲ為シ其ノ理由ヲ附記シタル書面ヲ以テ之ヲ当該請求ヲ為シタル者ニ通知スベシ

一 再調査ノ請求ガ第一項ノ期間經過後ニ為サレタルトキ又ハ前項ニ依リ欠陥ノ補正ヲ求メタル場合ニ於テ其ノ欠陥ノ補正ガ為サレザルトキハ当該請求ヲ却下スル決定

二 再調査ノ請求ノ全部ニ付理由ナシト認ムルトキハ当該請求ヲ棄却スル決定

三 再調査ノ請求ノ全部又ハ一部ニ付理由アリト認ムルトキハ当該請求ノ目的トナリタル処分ノ全部又ハ一部ヲ取消ス決定

第三十一條ノ三 前條第一項但書ニ該當スル者又ハ同條第五項ニ依リ通知ヲ受ケタル者同條第一項但書ノ通知ニ係ル事項若ハ処分又ハ同條第五項ニ依リ決定（以下再調査ノ決定ト謂フ）ニ對シ異議アルトキハ当該処分ニ係ル通知ヲ受ケタル日（当該処分ニ付通知ナキトキハ当該処分ノアリタルコトヲ知リタル日）又ハ同條第五項ニ依リ通知ヲ受ケタル日ヨリ一箇月以内ニ政令ノ定ムル所ニ依リ不服ノ事由ヲ記載シタル書面ヲ以テ国税庁長官若ハ国税局長又ハ税關長ニ審査ノ請求ヲ為スコトヲ得此ノ場合ニ於テ当該審査ノ請求ガ再調査ノ決定ニ對スルモノナルトキハ当該再調査ノ目的トナリタル処分ニ對スル審査ノ請求ガ併セ為サレタルモノト看做ス

前條第二項及第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ付之ヲ準用ス

再調査ノ請求アリタル場合ニ於テ左ノ各号ノ一ニ該當スルトキハ当該各号ニ規定スル日ニ於テ当該各号ニ規定スル税務署長ノ管轄区域ヲ所轄スル国税局長ニ對シ第一項ノ審査ノ請求（以下審査ノ請求ト謂フ）アリタルモノト看做ス

一 税務署長再調査ノ請求ヲ審査ノ請求トシテ取扱フコトヲ適當ト認メ且再調査ノ請求ヲ為シタル者ガ之ニ同意シタルトキハ当該同意ノアリタル日

二 再調査ノ請求アリタル日ヨリ三箇月以内ニ前條第五項ノ規定ニ依リ通知ガ為サレザル場合ニ於テ再調査ノ請求ヲ為シタル者ガ当該請求ヲ審査ノ請求トシテ取扱フコトヲ税務署長ニ申出タルトキハ当該申出ノアリタル日

三 再調査ノ請求アリタル日ヨリ三箇月以内ニ前條第五項ノ規定ニ依リ通知ガ為サレザル場合ニ於テ再調査ノ請求ヲ為シタル者ガ当該請求ヲ審査ノ請求トシテ取扱フコトヲ税務署長ニ申出タルトキハ当該申出ノアリタル日

前條第四項ノ規定ハ審査ノ請求アリタル場合ニ付之ヲ準用ス

国税庁長官若ハ国税局長又ハ税關長ハ審査ノ請求アル場合ニ於テ左ノ各号ノ一ニ該當スルトキハ当該各号ニ定ムル決定ヲ為シ其ノ理由ヲ附記シタル書面ヲ以テ之ヲ再調査ノ請求ヲ為シタル者（第三項ノ再調査ノ請求ヲ為シタル者ヲ含ム）ニ通知スベシ此ノ場合ニ於テ第一項後段ニ依リ再調査ノ目的トナリタル処分ニ對スル審査ノ請求ガ併セ為サレタルモノト看做サレタルトキハ第二号又ハ第三号ニ依リ決定ハ当該各請求ニ付之ヲ為スベシ

一 審査ノ請求ガ第一項ノ期間經過後ニ為サレタルトキハ前項ニ於テ準用スル前條第四項ノ規定

ニ依リ欠陥ノ補正ヲ求メタル場合ニ於テ其ノ欠陥ノ補正ガ為サレザルトキハ当該請求ヲ却下スル決定

二 審査ノ請求ノ全部ニ付理由ナシト認ムルトキハ当該請求ヲ棄却スル決定

三 審査ノ請求ノ全部又ハ一部ニ付理由アリト認ムルトキハ当該請求ノ目的トナリタル処分ノ全部又ハ一部ヲ取消ス決定

国税庁長官又ハ国税局長前條第五項第一号ニ依リ再調査ノ決定ニ對スル審査ノ請求ニ付前項第二号ニ依リ決定ヲ為シタルトキハ同項後段ノ規定ニ拘ラズ第一項後段ニ依リ併セ為サレタルモノト看做サレタル再調査ノ目的トナリタル処分ニ對スル審査ノ請求ハ棄却セラレタルモノト看做ス

第三十一條ノ三ノ二 再調査ノ請求又ハ審査ノ請求ノ目的トナル処分ニ關スル事件ニ付テハ訴訟法ノ規定ハ之ヲ適用セズ

第三十一條ノ四 再調査ノ請求又ハ審査ノ請求ノ目的トナル処分ノ取消又ハ變更ヲ求ムル訴ハ第三十一條ノ三第五項ニ依リ決定（以下審査ノ決定ト謂フ）ヲ経タル後ニ非ザレバ之ヲ提起スルコトヲ得但シ再調査ノ請求アリタル日ヨリ六箇月ヲ經過シ仍再調査ノ決定ノ通知ナキトキ、審査ノ請求アリタル日ヨリ三箇月ヲ經過シタルトキ又ハ再調査ノ決定若ハ審査ノ決定ヲ経ルコトニ依リ著シキ損害ヲ生ズル虞アルトキ其ノ他正当ナル事由アルトキハ再調査ノ決定又ハ審査ノ決定ヲ経ズシテ訴ヲ提起スルコトヲ得

再調査ノ請求若ハ審査ノ請求ノ目的トナル処分又ハ審査ノ決定ノ取消又ハ變更ヲ求ムル訴（前項但書ノ場合ヲ除ク）外行政事件訴訟特別法第五條第一項又ハ第四項ノ規定ニ拘ラズ審査ノ決定ノ通知ヲ受ケタル日ヨリ三箇月以内ニ之ヲ提起スルコトヲ要ス

第一項但書ノ規定ニ依リ再調査ノ請求アリタル日ヨリ六箇月ヲ經過シタル日以後ニ当該再調査ノ目的トナリタル処分ノ取消又ハ變更ヲ求ムル訴ヲ提起スル場合ニ於テハ当該再調査ノ請求アリタル日ヨリ九箇月以内ニ当該訴ヲ提起スルコトヲ要ス

前二項ノ期間ハ之ヲ不變期間トス

第二項ノ訴ガ提起セラレタル場合ニ於テ税務署長又ハ国税局長が當事者又ハ參加人トナリタルトキハ国税庁又ハ国税局長ノ職員ハ昭和二十二年法律第九十四号（國ノ利害ニ關係アル訴訟ニ付テハ法務總裁ノ権限等ニ關スル法律）第五條第一項ノ適用ニ付テハ之ヲ当該税務署長又ハ国税局長ノ所部ノ職員ト看做ス再調査ノ請求又ハ審査ノ請求ニ對シテハ第一項但書ニ依リ訴ヲ提起アリタル場合ニ於テモ決定ヲ為スコトヲ妨ゲズ

第二項ノ訴ニ於テハ裁判所ガ相手方當事者タル国税庁長官、国税局長、税關長若ハ税務署長又ハ其ノ他ノ行政機關ノ長ノ主張ヲ合理的ナリト認メタルトキハ当該訴ヲ提起シタル者ニ於テ先づ証拠ノ申出

ヲ為シ其ノ後ニ於テ相手方當事者之ヲ為スベキモノトス

相手方當事者ハ前項ノ規定ニ拘ラズ隨時証拠ノ申出ヲ為スコトヲ得

第三十一條ノ五中「延滞金」を削る。

第三十一條ノ六第一項中「延滞金」を削り、「十銭」を「四銭」に改め、同條に次の一項を加える。

二以上ノ納期ニ於テ又ハ二回以上ニ分チテ納付シタル国税、督促手数料及延滞処分費ニ付過誤納ヲ生シタル場合ニ於ケル第一項ノ適用ニ付テハ過誤納額ニ相當スル国税、督促手数料及延滞処分費ハ最後ノ納付ノ日ニ於テ納付アリタルモノトシ当該過誤納額ガ其ノ日ニ於ケル納付額ヲ超ユルトキハ過誤納額ニ達スルマデ順次遡リテ各納付ノ日ニ於テ其ノ納付アリタルモノトス

適法ニ納付シタル国税、督促手数料及延滞処分費ガ納付スベキ税金額ノ法律ノ規定ニ依リ變更又ハ消滅ニ因リ過納トナルニ至リタル場合ニ於ケル第一項ノ適用ニ付テハ当該過納額ニ相當スル国税、督促手数料及延滞処分費ハ其ノ過納トナリタル日ニ於テ納付アリタルモノトス但シ所得稅法第三十條、第三十一條若ハ第三十三條第二項（確定申告書及農業確定申告書以外ノ申告書ニ係ル部分ニ限ル）若ハ第四項ニ依リ納付シタル所得稅額（同法第四十五條ニ依リ納付シタル所得稅額ヲ含ム）又ハ法人稅法第十九條若ハ第二十條第一項ニ依リ提出シタル申告書（同法第二

項ノ規定ニ依リ納付シタル所得稅額）ハ前項ノ規定ニ拘ラズ隨時証拠ノ申出ヲ為スコトヲ得

十三條ニ依リ提出シタル申告書ニシテ同法第二十條第一項ノ事項ヲ記載シタルモノヲ含ムニ記載シタル法人税額同法第十九條第五項ニ依リ提出アリタルモノト看做サレタル申告書ニ係ル法人税額若ハ同法第二十六條第三項各号ニ掲ゲル法人税額並此等ノ所得税額又ハ法人税額ニ係ル利子税額、過少申告加算税額、無申告加算税額、重加算税額及延滞加算税額ニ係ル過納額ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

同項ノ行為ニ付納税者又ハ其ノ財産ヲ占有スル第三者ノ相手方トナリタル者亦同ジ
法人ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ従業者其ノ法人又ハ人ノ業務又ハ財産ニ関シ前第三項ノ違反行為ヲ為シタルトキハ其ノ行為者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ人ニ對シ該各項ノ罰金刑ヲ科ス
第四章第三十二條の次に次の一條を加ふる。

第三十二條ノ二 第二十一條ノ二第二項ニ依リ收税官吏ノ検査ヲ拒ミ、妨ゲ又ハ忌避シタル者ハ之ヲ三万円以下ノ罰金ニ処ス

附則

第三十二條 納税者滞納処分ノ執行ヲ受クル前ニ於テ該処分ノ執行ヲ免ル目的ヲ以テ其ノ財産ヲ隠蔽シ、損壞シ、國ノ不利益ニ処分シ又ハ財産ノ負担ヲ虚偽ニ増加スル行為ヲ為シテ該処分ノ執行ヲ受ケタル場合ハ之ヲ三年以下ノ懲役若ハ二十万円以下ノ罰金ニ処シ又ハ之ヲ併科ス該処分ノ執行ヲ受ケタル後其ノ執行ヲ免ル目的ヲ以テ此等ノ行為ヲ為シタル場合ニ付亦同ジ
納税者ノ財産ヲ占有スル第三者納税者ヲシテ滞納処分ノ執行ヲ免レシムル目的ヲ以テ前項ノ行為ヲ為シタル場合ハ該処分ノ前後ヲ區別シ同項ノ例ニ依ル
納税者ニ對スル滞納処分ノ執行前情ヲ知りテ第一項ノ行為ニ付納税者又ハ其ノ財産ヲ占有スル第三者ノ相手方トナリタル者納税者ニ付滞納処分ノ執行アリタルトキハ之ヲ二年以下ノ懲役若ハ十万円以下ノ罰金ニ処シ又ハ之ヲ併科ス滞納処分ノ執行アリタル後情ヲ知りテ

1 この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。

2 この法律施行前に收税官吏が、国税徴収法施行規則（明治三十五年勅令第百三十五号）第二十九條の規定により、地方公共団体又は清算人に交付を求めた国税並びにその督促手数料、延滞金及び滞納処分費と地方公共団体の徴収金（国税徴収法第二條第一項に規定する地方公共団体の徴収金をいう。）との間における徴収の順位については、なお従前の例による。

3 改正前の国税徴収法第九條第三項の規定により徴収すべきであつた延滞金については、督促手数料と同順位として同法第二條の改正規定に準じてこれを徴収するの外、その徴収については、なお従前の例による。但しこの法律施行後の期間に對應する延滞金は、徴収しない。

4 この法律施行前に国税徴収法第九條第一項の規定による督促をなしこの法律施行の際になお税額を完納しない国税で、当該督促の指定の期限が昭和二十五年三月三十一日以前であるもの（同日以前に財産の差押があつた国税の税額を除く。）に對する同法第九條第三項の改正規定による延滞加算税額は、同年四月一日から税金納付の日までの日数に應じ、滞納税額（同法第九條第三項に規定する滞納税額という。以下本項中同じ。）百円につき一日四錢の割合を乗じて計算した金額とする。但し、当該延滞加算税額は、この法律施行の際における滞納税額に對し百分の五の割合を乗じて計算した額をこえることができない。

5 前項の規定による延滞加算税額については、この法律施行の日において国税徴収法第六條の規定による告知をしたものとみなす。

6 この法律施行前にした租税の賦課徴収に關する処分又は滞納処分に對する審査、訴願及び訴訟については、なお従前の例による。

7 この法律施行前に徴収した延滞金及び第三項の規定により徴収した延滞金に過誤納があつた場合の充當並びに同項の規定により徴収すべき延滞金に對する過誤納に係る国税、督促手数料及び滞納処分費並びに国税徴収法第三十一條ノ六の規定による還付加算金の充當については、なお従前の例による。

8 所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）第三十六條第七項（同法第三十六條の二第三項において

準用する場合を含む。）及び法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）第二十六條の三第五項の規定による充當は、第三項の規定により徴収すべき延滞金に對してもすることができ。

9 この法律施行前に納付した国税、督促手数料、延滞金及び滞納処分費につき過誤納があつたため、この法律施行後に金銭をもつて還付し、又は他の未納の国税、督促手数料、延滞金及び滞納処分費に充當する場合において、当該過誤納額に加算する国税徴収法第三十一條の六の規定による還付加算金（延滞金に對するものを含む。）の金額は、納付の日の翌日から昭和二十五年三月三十一日までの日数に應じ、過誤納額百円につき一日十錢の割合を乗じて計算した金額と同年四月一日から還付のため支出し、又は当該充當をした日までの日数に應じ、過誤納額百円につき一日十錢の割合を乗じて計算した金額との合計金額とする。

10 改正後の国税徴収法第三十一條の六の規定は、第三項により徴収した延滞金に對して過誤納があつた場合に準用する。

11 この法律施行前にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

12 他の法令中その先取特權の順位が国税又は地方税に次ぐものと規定されている公課及び債權については、当該法令の規定にかかわらず、この法律施行後においては、その先取特權の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

13 登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。
第十九條ノ七中「第三十一條ノ二」を「第三十一條ノ三」に改める。

14 酒税法（昭和十五年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。
第四十六條第二項中「延滞金」を削り、同條第三項中「第一項」を削り、「滞納者」を「納税者」に改める。

15 所得税法の一部を次のように改正する。
第十條第二項中「及び通行税法第十一條の三第一項又は第十一條の四第一項の規定により徴収する輕加算税額又は重加算税額は、」を「通行税法第十一條の三第一項又は第十一條の四第一項の規定により徴収する輕加算税額又は重加算税額及び国税徴収法第九條第三項の規定により徴収する延滞加算税額（第三十條乃至第三十四條、第四十五條及び第四十七條の規定により納付又は徴収すべき所得税額に加算して徴収するものを除く。）は、」に改める。

16 法人税法の一部を次のように改正する。
第九條第二項中「又は通行税法第十一條ノ第一項若しくは第十一條ノ四第一項の規定により」を「通行税法第十一條ノ三第一項若しくは第十一條ノ四第一項又は国税徴収法第九條第三項の規定により」に、「若しくは輕加算税額又は重加算税額に相當する所得税

又は「通行税」を「軽加算税額若しくは重加算税額に相当する所得税若しくは通行税又は延滞加算税額に相当する国税」に改める。

第十六條第二項中「利子税額」の下に「及び国税徴収法第九條第三項の規定による延滞加算税額」を加える。

第十九條第一項中「及び重加算税額」の下に「並びに国税徴収法第九條第三項の規定による延滞加算税額」を加える。

第二十六條の三第五項中「延滞加算金」を削る。

富裕税法（昭和二十五年法律第17号）の一部を次のように改正する。

第三十二條第一項中「及び重加算税額」を「重加算税額及び延滞加算税額に相当する富裕税額」に改める。

三月二十四日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

昭和二十五年に於ける災害復旧事業費国庫負担の特例に関する法律案

昭和二十五年に於ける災害復旧事業費国庫負担の特例に関する法律案

昭和二十五年に於ける災害復旧事業費国庫負担の特例に関する法律案

（定義）

第一條 この法律において「災害」とは、暴風、こう水、高潮、地震その他の異状な天然現象に因り生じた災害をいう。

第二條 この法律において「災害復旧事業」とは、災害に因つて必要を生

じた事業で、災害にかかつた施設を原形に復旧することを目的とするもののうち、一箇所の工事の費用が十五万円以上のものをいう。

災害に因つて必要を生じた事業で、災害にかかつた施設を原形に復旧することが著しく困難又は不適当な場合においてこれに代るべき必要な施設をすることを目的とするもののうち、一箇所の工事の費用が十五万円以上のものは、この法律の適用については、災害復旧事業とみなす。

前二項の場合において、一の施設について災害にかかつた箇所が二十メートル以内の間隔で連続しているものに係る工事並びに橋、水制、床止その他これらに類する施設について災害にかかつた箇所が二十メートルをこえる間隔で連続しているものに係る工事及びこれらの施設の二以上をわたる工事で当該工事を分離して施工することが当該施設の効用上困難又は不適当なものは、一箇所の工事とみなす。但し、当該工事を施行する地方公共団体が二以上あるものについては、この限りでない。

（災害復旧事業に対する全額国庫負担等）

第二條 国は、昭和二十五年に限り、法令により地方公共団体又はその機関の維持管理に属する左に掲げる施設のうち公共的土木施設の部分に於ける災害の災害復旧事業で、当該地方公共団体又はその機関が施行するものについては、他の法令の規定にかかわらず、その事業費の全額（前條第三項に規

定する事業については、当該事業の事業費が、当該施設を原形に復旧するものとした場合に要する金額を超える場合においては、原形に復旧するものとした場合に要する金額に相当する金額）を負担することができる。

一 河川
二 海岸堤防
三 砂防設備
四 道路（道路法（大正八年法律第五十八号）第一條の道路をいう。）
五 港灣

国は、昭和二十五年に限り、前項に規定する施設に於ける災害に對し国が施行する災害復旧事業で、地方公共団体がその費用の全部又は一部を負担するものについては、他の法令の規定にかかわらず、その負担金の全部又は一部を免除することができる。

（適用除外）

第三條 前條の規定は、左に掲げる災害復旧事業については適用しない。

一 経済効果の小さいもの
二 昭和二十六年以降に着工してもさしつかえないもの
三 維持工事となるべきもの
四 明らかに設計の不備又は工事の施行の粗雑に基因して生じたものと認められる災害に係るもの

五 甚しく維持管理の義務を怠つたことに基因して生じたものと認められる災害に係るもの
六 天然の河岸の欠かひに係るもの。但し、特に維持上又は公益

上必要と認められる場合を除く。

七 災害復旧事業以外の事業の施行中に生じた災害に係るもの
八 直高一メートル未満の小堤、幅員二メートル未満の道路及びその附属物その他前條第一項に規定する施設の主務大臣の定める小規模な施設に係るもの

（実施規定）

第四條 この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、政令で定める。

附則

この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。

三月二十四日本委員会に左の事件を付託された

一、公団職員の退職手当制度確立に関する請願（第一三五五号）
一、生活協同組合住宅事業に融資の請願（第一三六六号）
一、生活協同組合住宅事業に融資の請願（第一三六七号）
一、生活協同組合住宅事業に融資の請願（第一三六八号）
一、元軍人のほう給等過拂金返済免除に関する請願（第一三三九号）
一、生活協同組合住宅事業に融資の請願（第一三八八号）
一、揮発油税軽減に関する請願（第一四一九号）
一、揮発油税軽減に関する請願（第一四四三三号）
一、徳島県教職員住宅貯蓄組合員住宅に融資の請願（第一四五四号）
一、揮発油税軽減に関する請願（第一四五八号）

一、室内裝飾用品中一部の物品税廃止または軽減に関する請願（第一四六二号）
一、生活協同組合住宅事業に融資の請願（第一四八八号）
一、揮発油税軽減に関する請願（第一四九一号）
一、揮発油税軽減に関する請願（第一五〇〇号）
一、生活協同組合住宅事業に融資の請願（第一五〇四号）
一、社会保険税法案反対に関する請願（第二六七号）

第一三五五号 昭和二十五年三月八日受理
公団職員の退職手当制度確立に関する請願
請願者 東京都中央区日本橋大傳馬町二ノ四瀧富ビル内全公同労働組合全国協議会内 坂田信正 紹介議員 木下源吾君 山田節男 君 岩木哲夫君

公団職員の退職手当について現行のボ政令第二百六十四号適用は極めて不合理であり、公団当局もまた現行予算の範囲内で政令第二百六十三号により退職金を支給することは可能であると確認しているから、月収六箇月分を支給する退職手当制度を確立せられたいとの請願。

第一三六六号 昭和二十五年三月八日受理
生活協同組合住宅事業に融資の請願
請願者 東京都中央区築地五ノ一中央生活協同組合連合会内 石山清喜

一、室内裝飾用品中一部の物品税廃止または軽減に関する請願（第一四六二号）
一、生活協同組合住宅事業に融資の請願（第一四八八号）
一、揮発油税軽減に関する請願（第一四九一号）
一、揮発油税軽減に関する請願（第一五〇〇号）
一、生活協同組合住宅事業に融資の請願（第一五〇四号）
一、社会保険税法案反対に関する請願（第二六七号）

第一三五五号 昭和二十五年三月八日受理
公団職員の退職手当制度確立に関する請願
請願者 東京都中央区日本橋大傳馬町二ノ四瀧富ビル内全公同労働組合全国協議会内 坂田信正 紹介議員 木下源吾君 山田節男 君 岩木哲夫君

公団職員の退職手当について現行のボ政令第二百六十四号適用は極めて不合理であり、公団当局もまた現行予算の範囲内で政令第二百六十三号により退職金を支給することは可能であると確認しているから、月収六箇月分を支給する退職手当制度を確立せられたいとの請願。

第一三六六号 昭和二十五年三月八日受理
生活協同組合住宅事業に融資の請願
請願者 東京都中央区築地五ノ一中央生活協同組合連合会内 石山清喜

一、室内裝飾用品中一部の物品税廃止または軽減に関する請願（第一四六二号）
一、生活協同組合住宅事業に融資の請願（第一四八八号）
一、揮発油税軽減に関する請願（第一四九一号）
一、揮発油税軽減に関する請願（第一五〇〇号）
一、生活協同組合住宅事業に融資の請願（第一五〇四号）
一、社会保険税法案反対に関する請願（第二六七号）

第一三五五号 昭和二十五年三月八日受理
公団職員の退職手当制度確立に関する請願
請願者 東京都中央区日本橋大傳馬町二ノ四瀧富ビル内全公同労働組合全国協議会内 坂田信正 紹介議員 木下源吾君 山田節男 君 岩木哲夫君

紹介議員 中平常太郎君
生活協同組合の使命は、国民生活の安定およびその改善向上にある。しかし現下最も不安な状態に置かれていゝものは住宅であり、住宅建設の事業は目下本組合に課せられた唯一最大の責務となつてゐるが、何分にも本事業には巨額の資金を必要とし、その積極的な推進は一に政府の融資を不可欠とするものであるから、本組合の住宅事業に対し資金融資の方途を講ぜられたいとの請願。

第一三六七号 昭和二十五年三月八日受理
生活協同組合住宅事業に融資の請願
請願者 東京都中央区越前堀四五東京勤労者生活協同組合連合会内 山岸晟

紹介議員 姫井伊介君
この請願の趣旨は、第一三六六号と同じである。

第一三六八号 昭和二十五年三月八日受理
生活協同組合住宅事業に融資の請願
請願者 東京都千代田区須田町一ノ二四保証責任東京都購買組合連合会内 外金太郎外一名

紹介議員 塚本重蔵君
この請願の趣旨は、第一三六六号と同じである。

第一三七九号 昭和二十五年三月八日受理
元軍人の、給等過拂金返済免除に関する請願
請願者 埼玉県入間郡所沢町大

宇山ロ一、一七三 黒田ウメノ外五十四名
紹介議員 岡元義人君
今般埼玉県民生部世話課は、元軍人に支給された、給および扶養手当の一部が過拂となつてゐるから、返納せよと通知した。しかるにこれらの遺家族は、一家の主人あるいは夫や兄弟の戦死または未帰還のため、その生活は極めて困窮しているため、国家から支給される、給または扶養手当によつてその日の生活を維持している実情であつて、この返済は困難であるから、これら遺家族の実情を考慮し、元軍人の、給等過拂金の返済を免除せられたいとの請願。

第一三八八号 昭和二十五年三月八日受理
生活協同組合住宅事業に融資の請願
請願者 東京都中央区築地五ノ一保証責任東京都地区購買利用組合連合会常務理事 遠藤正雄

紹介議員 岩崎正三郎君 天田勝正君
この請願の趣旨は、第一三六六号と同じである。

第一四一九号 昭和二十五年三月九日受理
揮発油税軽減に関する請願
請願者 東京都千代田区九ノ内三ノ四日本乗合自動車協会内 佐藤榮作外二名

紹介議員 早川慎一君
昭和二十五年度予算には揮発油税収入約五十一億円が計上されているが、十

割の現行税率の軽減は何等考慮されておらない。しかるに、揮発油は自動車輸送には必需資材であるが、現行の税率では業者の担税能力は最早限界に達しており、またガソリン車と代燃車との有効価格および税収入予算額と揮発油需給計画とを比較対照して、税率は大幅軽減の余地があると思はれるから、すみやかに現行税率を五十パーセント以下に軽減せられたいとの請願。

第一四四三三号 昭和二十五年三月十日受理
揮発油税軽減に関する請願
請願者 兵庫東城崎郡豊岡町大開通一七〇但馬貨物自動車株式会社取締役社長 森弘義

紹介議員 赤木正雄君
この請願の趣旨は、第一四一九号と同じである。

第一四五四号 昭和二十五年三月十日受理
徳島県教職員住宅貯蓄組合員住宅に融資の請願
請願者 徳島市幸町三ノ二五徳島県教職員住宅貯蓄組合内 大西安一外一名

紹介議員 紅霞みつ君
徳島県教職員中、戦災あるいは外地引揚者で住宅のない百余名の者は、親戚知人等の家に同居しているため、その精神的苦勞が極めて大きいので、昨年十月協同互助の住宅組合を結成した。しかるにその後庶民住宅建設のための住宅金融公庫設立の発表を見たので、直ちに同組合の組織を変更して住宅貯蓄組合を結成し、金融公庫の出現

を待期しているから、教職員の職責遂行を考慮して、右組合に対し住宅融資を特別考慮せられたいとの請願。

第一四五八号 昭和二十五年三月十日受理
揮発油税軽減に関する請願
請願者 兵庫東姫路市今宿宇車崎一、六八四姫路合同貨物自動車株式会社取締役社長 北野熊三

紹介議員 藤森眞治君
この請願の趣旨は、第一四一九号と同じである。

第一四六二二号 昭和二十五年三月十一日受理
室内装飾用品中一部の物品税廃止または軽減に関する請願
請願者 神戸市生田区加納町二ノ三〇株式会社近藤忠商店常務取締役近藤忠吉外十七名

紹介議員 岡崎眞一君
国民生活の向上に伴い、わが国内装飾工業の内容は単なる装飾の域を脱し、保安、厚生、保健衛生の各面にわたる文化生活上重要な不可欠の条件となつてゐるが、今回の税制改正案において、は減免税の処置がなく、本業の発達と文化生活の向上に支障を與へてゐるから、窓掛、卓子掛、椅子掛、リノリウム、リノタイル、リンラバー等に対しては、物品税の減免、または免税点の引き上げ等の処置を採られたいとの請願。

第一四八八号 昭和二十五年三月十三日受理

生活協同組合住宅事業に融資の請願
請願者 東京都世田谷区玉川野毛町三九東京都厚生生活協同組合連合会内 富士木鷹二 富士治朗君

紹介議員 三木治朗君
この請願の趣旨は、第一三六六号と同じである。

第一四九一号 昭和二十五年三月十三日受理
揮発油税軽減に関する請願
請願者 神戸市生田区東川崎町一ノ五三日本通運株式会社湊川支店內 中岡隆三

紹介議員 早川慎一君
この請願の趣旨は、第一四一九号と同じである。

第一五〇〇号 昭和二十五年三月十四日受理
揮発油税軽減に関する請願
請願者 神戸市生田区中山手通二ノ七四兵庫東運輸農業協同組合連合会長理事 高瀬榮一

紹介議員 田口政五郎君
この請願の趣旨は、第一四一九号と同じである。

第一五〇四号 昭和二十五年三月十四日受理
生活協同組合住宅事業に融資の請願
請願者 東京都中央区横山町一〇西国ビル東京都職域購買利用組合連合会内 草場一平

この請願の趣旨は、第一三六六号と同じである。

第二六七号 昭和二十五年三月十三日受理

社会保険税法案反対に関する陳情

陳情者 東京都千代田区霞ヶ関三ノ三船舶会館内日本船主協会内 山形勝見外五名

各種社会保険の保険料をその納入者の便宜と徴収の強化ならびにその簡素化を図る目的で、大蔵省の税務官署によつて租税として統一的に徴収しようとする社会保険税法が立案されている由であるが、船員保険については、(一)保険税による徴収一本化は納入者の便宜とならない、(二)課税標準を実給全報酬とすることは船員給與の特殊性から計算基礎に變動を生じ不適当である、(三)保険税の納入が遅滞する、(四)保険給付に関して混乱と紛議を生ずる等の理由により同法案には反対であるとの陳情。

三月二十五日本委員会に左の事件を付託された

一、日本勧業銀行法等を廃止する法律案(予備審査のための付託は三月九日)

一、銀行等の債券発行等に関する法律案(予備審査のための付託は三月九日)

一、国庫出納金等端数計算法案(予備審査のための付託は三月二十日)

一、退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律案(予備審査のため

ための付託は三月二十日)
一、薪炭需給調節特別会計法の廃止等に関する法律案(予備審査のための付託は三月二十日)